

第3章 史跡の概要と調査成果

第1節 史跡白老仙台藩陣屋跡の概要

本史跡は北海道の南西部、胆振地方中央部の白老郡白老町に所在し、安政3(1856)年から慶応4(1868)年までの12年間、仙台藩士が警衛していた幕末の遺跡である。

西欧列強からの要求により開国を余儀なくされた幕府は、蝦夷地全域を直轄化し、仙台藩、津軽藩、秋田藩、南部藩に蝦夷地への出兵を命じた。仙台藩主の伊達慶邦は早速、三好監物らの調査団を派遣して造営の候補地を探索させた。幕府の当初案は苫小牧市勇払(図9「白老仙台陣屋跡周辺の地形図(2)」)であったが、現地踏査を経た調査団の報告により白老に築くことが認められた。

白老元陣屋は沿岸から1.5kmほど内陸のウトカンベツ川やフシコウトカンベツが形成した氾濫原を選んで造営された。南流する両河川は沿岸方向に低地帯を展開するが、東西は標高80mほどの舌状台地により画されている。仙台藩士たちはこの先端に大手を揃え、地形にあわせた円形の土壘や堀割を設けることで、堅固な警衛の拠点を形成した。このように、白老元陣屋は地理的な有用性を見出したうえで造営された。また、仙台藩に協力的な人物が場所を請負っていたこと、白老の沿岸は比較的波が穏やかで資材などの搬入に便利であったこと、沿岸に居住するアイヌ民族の協力が期待できることなど、周辺の環境を様々に加味した地所の選定が行われていたと考えられる。

白老元陣屋の普請は安政3(1856)年に着手され、同4(1857)年9月16日には建物7棟、蔵1棟、御馬屋1棟、門2基が完成した。警衛期間中は約120名の藩士が常駐し、おおむね1年の任期で交代を繰り返した。藩士たちは実戦を意識した修羅前や定期的な兵学講義などで士風の高揚を図ったほか、正月の御野始、塩釜社御祭、八幡宮神事など、国元での習慣に即した年中行事を続けた。

慶応4(1868)年1月の戊辰戦争勃発後、仙台藩は東北諸藩と奥羽越列藩同盟を結成して勤王派に対抗したが、同年7月18日に追討軍が箱館から進発したことを知ると、同日中に白老元陣屋の引き払いを決議した。

白老元陣屋に関する本格的な調査は、昭和41(1966)年の史跡指定以降となる。同51(1976)年と平成7(1995)年の2度にわたる追加指定を経て、現在の指定面積は約35haに及ぶ。これまでに確認されている遺構はほとんど66,000m²ほどの土壘の内側に限られているが、飛び地指定された南西部には藩士の墓地が現存し、西側舌状台地の西側山麓には「焔消庫」と呼ばれた火薬庫の跡が発掘調査によって確認された。未調査ではあるが、藩士たちが白老元陣屋造営時に勧請した塩釜神社に関する遺構が西側舌状台地に、愛宕神社に関する遺構が東側舌状台地に残ることも期待されている。

土壘に囲まれた範囲は「曲輪」と呼ばれ、直径150mほどのほぼ円形に画した北側の内曲輪と、南北およそ400mに及ぶ細長い南側の外曲輪に分かれる。内曲輪の外周には堀割を設け、西側のフシコウトカンベツから導水した。フシコウトカンベツは外曲輪の西側を南流し、当時は天然の堀割として機能したと考えられる。一方、東側の土壘の外側にはウトカンベツ川を切替えた「ホリナリ」を配した。

本史跡では曲輪の範囲を中心に昭和46(1971)年から同49(1974)年にかけた試掘調査と、同55(1980)年から同60(1985)にかけた発掘調査を実施し、遺構の位置や規模を確認した。結果、内曲輪では御本陣、御勘定所、兵糧蔵、御兵具蔵など、統括や警衛の核となる建屋の柱穴が検出されたほか、井戸や御馬屋の跡を確認した。外曲輪では長屋跡や稽古屋跡の柱穴が検出され、藩士たちの居住や訓練の空間であったことが判明した。この間の発掘調査は、白老元陣屋に関する絵図面に描写された建屋を中心に入実施され、規模や間取りの検証には宮城県図書館が所蔵するNo.14『白老陣屋長屋・蔵・廐圖』を参照した。同図は1間(1.8m)間隔で柱の位置を示した間取図であるが、発掘調査では同図に無い建屋の柱穴も検出したため、今後も追跡調査が必要である。

発掘調査では外曲輪で確認された4軒の長屋跡から、計1,000点余の遺物が出土した。点数は北東

部の三番長屋跡が 700 点近くと最も多く、続く 129 点が出土した北西部の二番長屋と比べても圧倒的多数を占める。三番長屋には当時、大筒方や医師、貝吹や徒目付が配置されたことが絵図面から推測されるが、出土点数との因果関係の判明には至っていない。遺物の種類は椀や皿、徳利、行平などが大部分であり、素材ごとに見ると磁器の湯飲みや茶碗、炻器の土瓶、陶器の壺甕が目立つ。土器は少數であるが、二番長屋跡や三番長屋跡から焜炉などが出土地した。しかし、警衛の任務に必須の武具や弾薬、政務に要する文具類などはほとんど出土していない。

土壘の調査は昭和 45(1970)年に 5 カ所で実施され、門付近などの高い所では 250 cm に及んでいたことが判明した。藩士の徹底後も形状はおおむね維持されていたと思われるが、外曲輪東側の御門など絵図面と合致しない箇所もあることから、調査により実態を解明する必要がある。また、絵図面や文献では土壘上部に柵を巡らさせていたとされるが、これも既往の調査では実証に至っていない。

本史跡は西欧列強の進出に備えて近世末期に造営された仙台藩の陣屋跡であり、幕末の蝦夷地の様子を知る上で全国的にも類の無い、極めて重要な価値を有する。藩士が撤退した後も土壘や堀割、建屋跡などの主要な遺構が良好な状態で残されていたため、自然の地形を巧みに利用した堅固な造りであったことが明らかとなっている。

第 2 節 指定に至る経緯

戊辰戦争後の白老は明治 2(1869)年 8 月から同 5(1872)年 4 月にかけて一関藩の支配下となり、この間に白老元陣屋の建物は解体された。しかし、大正 5(1916)年に実測踏査を行った河野常吉が『北海道史蹟名勝天然紀念物調査報告書』(参考資料 4 その他の文献ア)で紹介したところによると、堀割や土壘は当時の規模が分かる程度には残されていた。これ以降、白老元陣屋は徐々に存在が知られるようになるが、地元では明治 39(1906)年に藩士の墓石が発見されたことをきっかけに、近隣住民を中心とした「青葉会」が結成されており、例大祭や藩士供養が定期的に挙行されていた。

昭和 5(1930)年 6 月 22 日、北海道庁告示第 843 号により仮指定を受けた白老村では、実測図の作成や、周辺土壘及び藩士の墓地などを含んだ地域の追加指定の意義付けを行い、北海道庁農務部による国有地の測量を実施した。第二次世界大戦のため正式な指定は保留されたものの、同 29(1954)年 11 月に町制を施行した白老町は、改めて国から専門員を招聘して指定範囲の実測調査を行った。同 40(1965)年には総面積を 89,957.4 m²とした指定申請書を提出し、同 41(1966)年 3 月 3 日付けで史跡に指定された。

指定後の町内では本史跡の愛護活動が活発化した。「青葉会」は「白老仙台陣屋史跡保存会」へ団体名を改称し、昭和 43(1968)年には「白老史跡愛護少年団」も結成して、本史跡の学習と清掃活動を行うようになった。また、同 45(1970)年に文化庁から「文化財愛護モデル地区」の指定を受けたことを契機に、白老町でも「文化財愛護モデル地区協議会」を発足させた。町内の数カ所に同モデル地区の標識を立てるとともに、本史跡への理解を深める講座や町内の文化財を巡るツアー、文化財指導者研修会の開催、資料収集及び広報活動などを展開した。



昭和 40 年頃に住民が行った清掃活動の様子



昭和 40 年代の塩釜神社例大祭の様子

表7 史跡指定を巡る主な経緯

年	経緯
明治 39 (1906) 年	・周辺の住民、藩士の墓石を発見 ・「青葉会」を結成し、藩士の墓地や陣屋の保存活動を開始
昭和 3 (1928) 年	・北海道胆振支庁、史跡仮指定に係る意向照会。村が仮指定を受ける旨を回答
昭和 5 (1930) 年	・北海道庁告示により、史跡に仮指定
昭和 15 (1940) 年	・北海道庁農務部、対象地内国有地の実測調査
昭和 40 (1965) 年	・白老仙台藩陣屋跡に係る史跡指定申請書提出
昭和 41 (1966) 年	・史跡指定 ・「青葉会」が「白老仙台陣屋史跡保存会」に改称
昭和 43 (1968) 年	・「白老史跡愛護少年団」を結成
昭和 45 (1970) 年	・文化庁により「文化財愛護モデル地区」に指定
昭和 51 (1976) 年	・第1次追加指定
平成 7 (1995) 年	・第2次追加指定及び一部解除

表8 白老元陣屋関係年表

年	月日	主な出来事
嘉永 6 (1853) 年	6月3日	・アメリカのペリー、艦船を率いて浦賀入港
	7月18日	・ロシアのチャーチン、長崎入港
安政元 (1854) 年	3月31日	・日米和親条約締結
	12月21日	・下田・箱館・長崎を開港
安政 2 (1855) 年	2月7日	・日露通好条約締結。択捉・ウルップ両島間を国境に設定
	2月22日	・幕府、蝦夷地全域を直轄化
	3月27日	・箱館港を外国船に開港
	6月4日	・松前藩に加えて、仙台藩などの東北6藩が蝦夷地警衛を開始
	10月	・三好監物、白老元陣屋の造営地に白老が適していることを進言
安政 3 (1856) 年	2月8日	・氏家秀之進ら、蝦夷地戍隊220名が仙台出立
	3月	・白老元陣屋の造営開始
	9月3日	・上棟式挙行
安政 4 (1857) 年	6月18日	・落成式挙行
	8月10日	・松浦武四郎、白老会所に宿泊して三好監物と交流
	9月16日	・箱館奉行の堀利熙ら、視察
安政 5 (1858) 年	6月	・米・蘭・露・英・仏の各国と修好通商条約締結
安政 6 (1859) 年	9月27日	・白老を始め十勝・厚岸・根室・国後・択捉が藩領化
万延元 (1860) 年	8月10日	・藩領記念として塩釜・愛宕両神社に氏家秀之進以下11名が石燈籠を寄進
慶応 3 (1867) 年	10月14日	・大政奉還
	12月9日	・王政復古の大号令
慶応 4 (1868) 年	1月3日	・鳥羽伏見の戦（戊辰戦争）
	7月18日	・仙台藩士、白老元陣屋から撤退
明治 2 (1869) 年	8月	・一関藩による白老の支配開始と白老元陣屋の解体

第3節 指定の状況

本史跡は昭和41(1966)年から計3回に及び、史跡指定及び一部解除を行っている。その概要を下記に引用する。

1 当初指定告示

○文化財保護委員会告示第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次のとおり指定する。

昭和四十一年三月三日

文化財保護委員会委員長 稲田 清助

種別 史跡

名称 白老仙台藩陣屋跡

所在地 北海道白老郡白老町大字白老

地域 国有未開地のうち実測六七,七三九.一平方メートル、七〇〇番のうち実測二一一.六平方メートル、七〇六番ノ一のうち実測五六八.六平方メートル、七六九番ノ五のうち実測一二,九二九.〇平方メートル、七六九番ノ八のうち実測四,四一六.五平方メートル、七六九番ノ九のうち実測四,〇四九.六平方メートル、七六九番ノ四一のうち実測四三.〇平方メートル

右地域内に介在する道路敷および水路敷を含む。

(右図面の通り。)

指定理由

一、基準 特別史跡名勝天然記念物および史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第二（城跡）による。

二、説明 安政二年四月、仙台藩は東蝦夷地白老から知床岬までの警備を命ぜられ、最初元陣屋を勇払に置くことになっていたが、翌三年、勇払は地理上不適当であったため、白老に替えることを許された。

陣屋は南方海岸に近く、ウトカンベツ川の右岸にある。直径約一二六メートルないし一〇〇メートルの円形状に地を画して低い土塁をめぐらし、その前方約二五〇メートル、海岸方向に向つて堅固な虎口を設けている。背部には硝煙庫の跡があり、陣屋構の外に藩士の墓地がある。また背部小丘上に塩釜神社が祀られている。

遺構今なお見るべきものがあり、幕末北辺防備の遺跡として価値あるところである。

2 第1次追加指定告示

○文部省告示第百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡白老仙台藩陣屋跡（昭和四十一年文化財保護委員会告示第七号）に地域を追加して指定し、次の表に掲げるとおりとする。

昭和五十一年七月八日

文部大臣 永井 道雄

所在地 北海道白老郡白老町字白老

地域 別図のとおり

別図は省略し、その図面を北海道教育委員会及び白老町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

(参考図参照)

追加指定の理由

(ア) 基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡2（城跡）による。

(イ) 説明 史跡指定地域の精密な実測の結果により、また、指定地域周辺の開発状況にかんがみ、保存上必要な部分を追加指定するものである。

3 第2次追加指定及び一部指定解除告示

○文部省告示第百三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項及び第七十一条第一項の規定により、史跡白老仙台藩陣屋跡（昭和四十一年文化財保護委員会告示第七号及び昭和五十一年文部省告示第百三十一号）の指定地域について、地域を追加して指定し及び一部地域の指定を解除して、次に掲げるとおりとする。

平成七年十一月八日

文部大臣 島村 宜伸

所在地 北海道白老郡白老町字白老、同白老町陣屋町、同白老町緑丘二丁目、同白老町緑丘三丁目、同白老町緑丘四丁目、同白老町緑町

地 域 別図のとおり

備 考 別図は省略し、その図面を北海道教育委員会及び白老町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
(参考図参照)

追加指定の理由

ア、基 準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部第二（城跡）による。

イ、説 明 安政3年（1856）にその殆どが完成した仙台藩の白老陣屋跡の一部は、昭和41年二史跡に指定され、昭和51年には指定地域が陣屋の大半をおおうよう追加指定を行ったが、陣屋の東側を固めるため切替開鑿されたウトカンベツ川の改修工事が昭和57年度に行われ、史跡指定地域の東辺部が不明確になった。このため、現状に即して史跡指定地を分明にする目的で、追加指定及び一部指定解除を行い、保護の万全を期するものである。

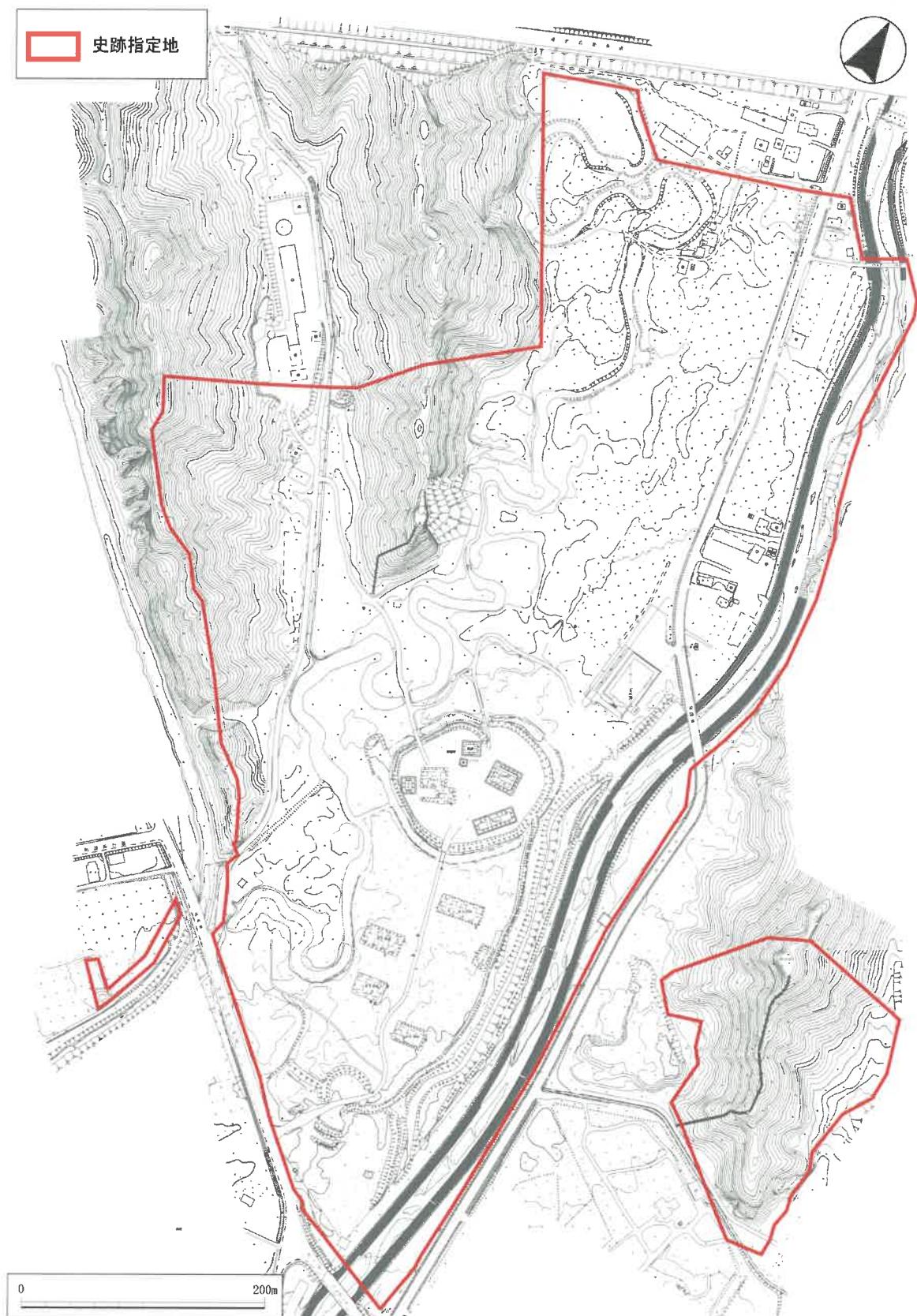


図 16 現在の史跡指定地

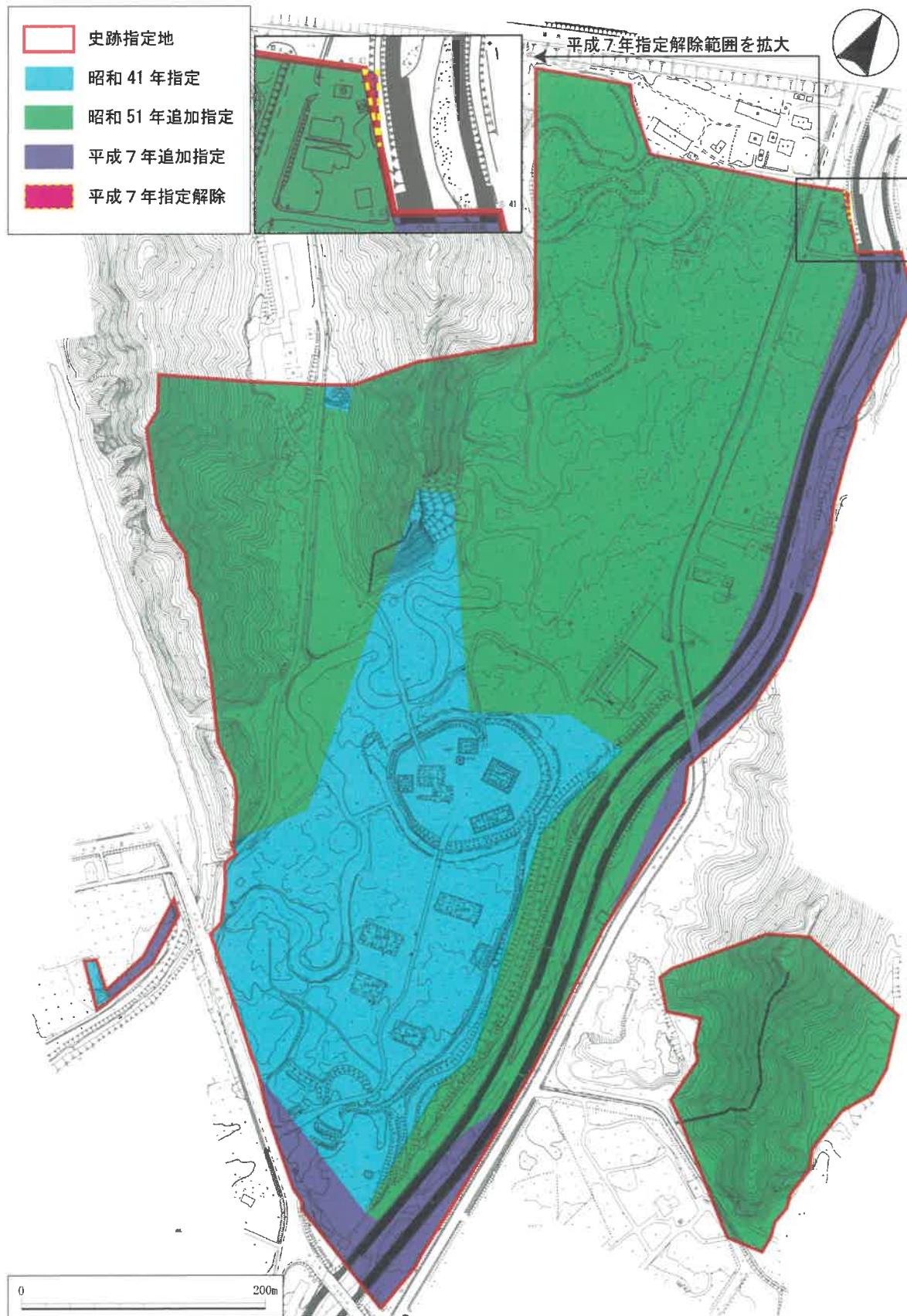


図 17 史跡指定地の変遷

第4節 史跡指定地と土地所有状況

1 土地所有の現況

史跡指定地内の地目は、平坦地では雑種地や原野及び畠が多くを占める。舌状台地の範囲には原野や山林及び牧場が広がるほか、西側舌状台地の一部は保安林に設定されている。

所有者の割合は表9「史跡指定地内の土地所有割合」のとおり、国有地が30.15% (106,613.25 m²)、町有地は53.54% (189,351.60 m²)、民有地が16.31% (57,665.63 m²) である。

また、曲輪内周辺の中核部は史跡指定当初から旧大蔵省の所有地であったため、現在は同地を所管する北海道財務局管財部と2年更新の管理委託契約を結んでいる。

表9 史跡指定地内の土地所有割合

所有区分	用途目的（管轄管理）	筆数	面積 (m ²)	比率 (%)
国有地		19	106,613.25	30.15
	財務省（北海道財務局管理）	7	61,989.13	17.53
	国土交通省（白老町管理）	12	44,624.12	12.62
町有地		139	189,351.60	53.54
	河川敷	18	24,077.21	6.81
	道路敷	37	7,417.01	2.09
	教育財産	84	157,857.38	44.64
民有地		28	57,665.63	16.31
	個人・企業	28	57,665.63	16.31
	計	186	353,630.48	100.00

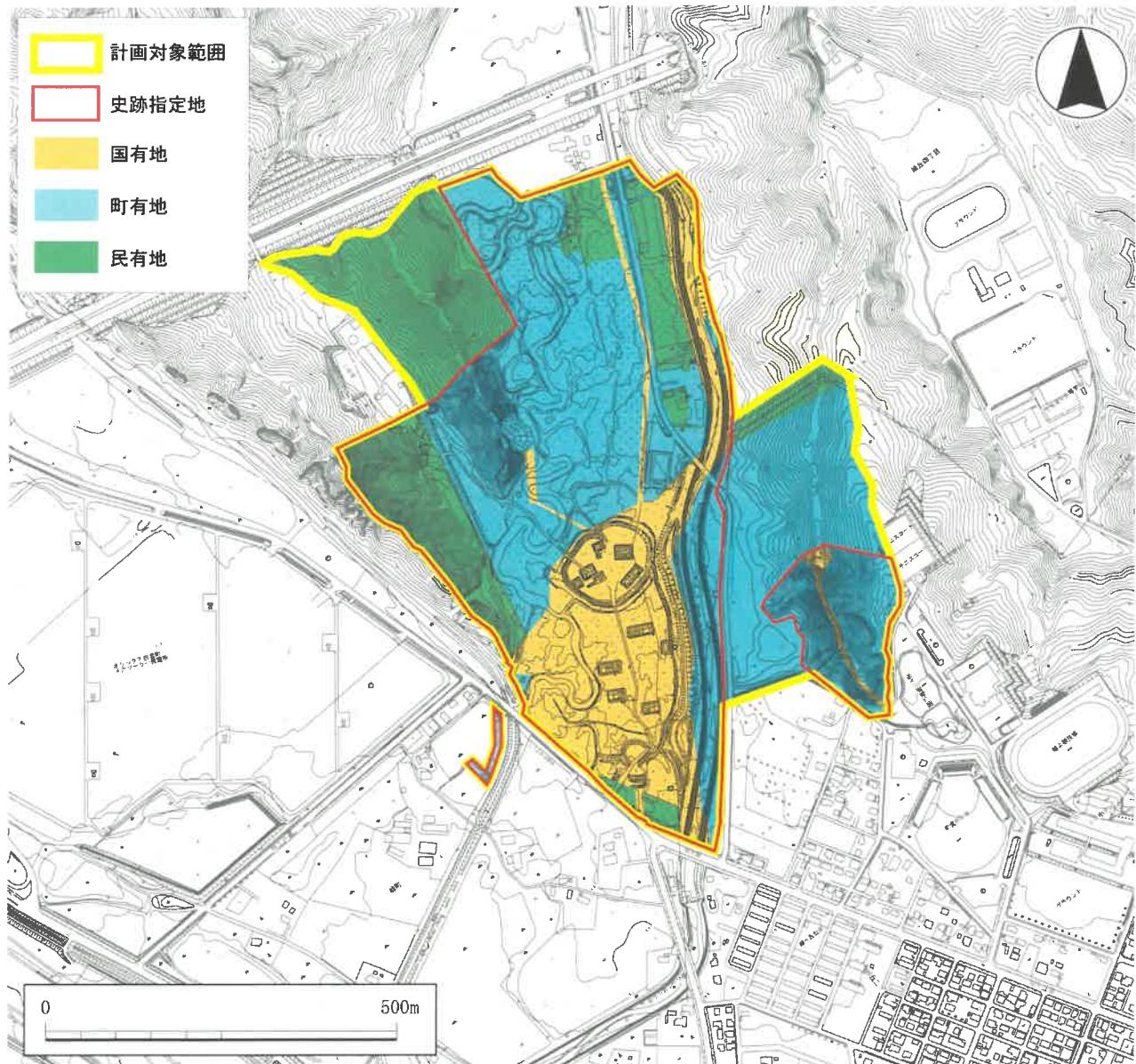


図 18 計画対象範囲の所有区分図

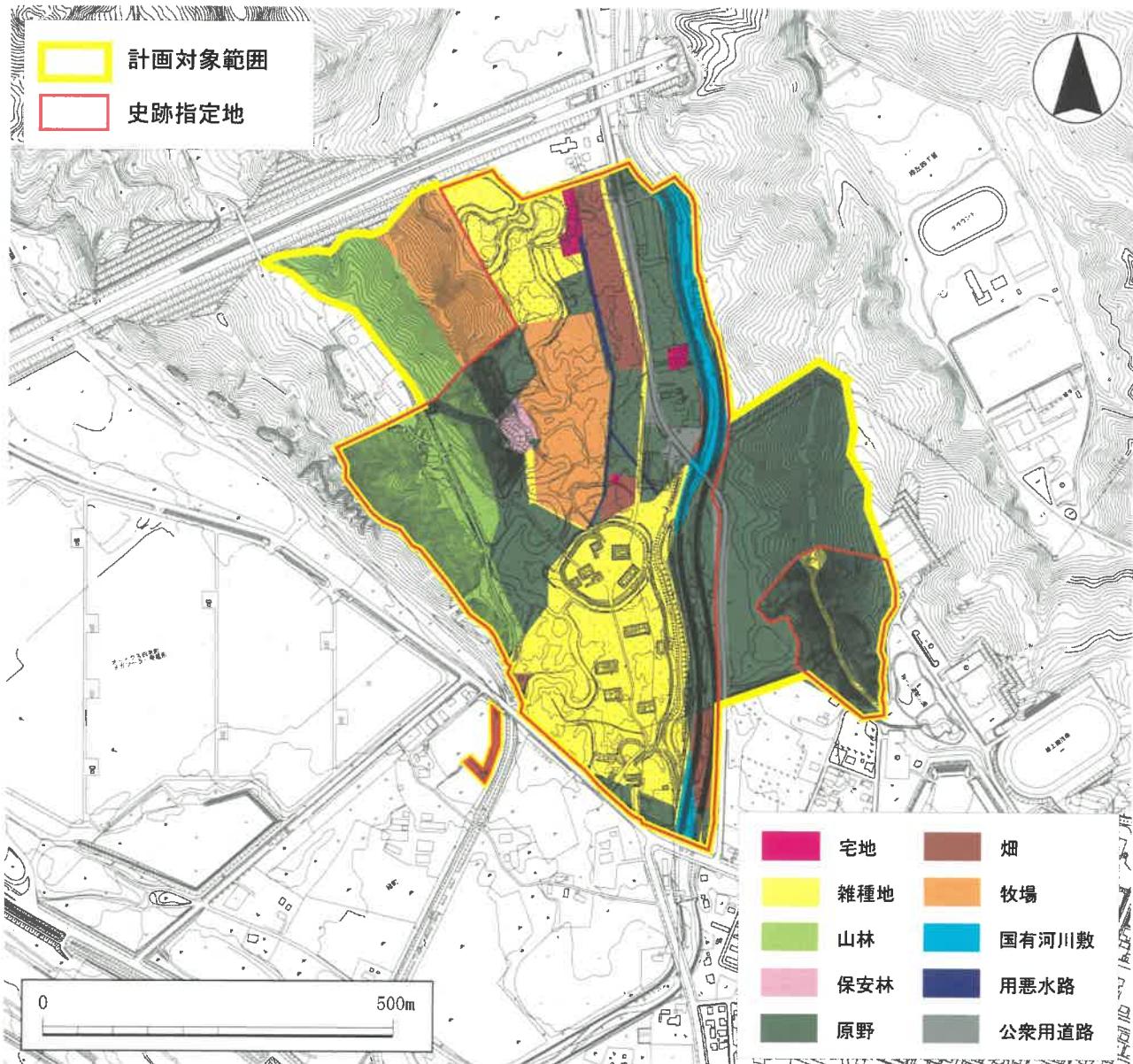


図 19 計画対象範囲の土地利用図

2 公有化の経緯

白老町では国庫補助などを受けながら、昭和 45(1970)年から史跡指定地の公有化に取り組んできた。その実績は、表 10「史跡指定地公有化の実績」のとおりである。

表 10 史跡指定地公有化の実績

年 度	公有化面積 (m ²)	国庫補助額 (円)	道補助額 (円)	町 費 (円)	事業費計 (円)
昭和 45 年	14,710.00	2,980,000	1,490,000	1,490,000	5,960,000
昭和 47 年	14,300.00	7,000,000	3,500,000	3,506,995	14,006,995
昭和 48 年	9,910.00	12,000,000	1,500,000	1,513,188	15,013,188
昭和 49 年	3,400.00	4,688,000	586,000	668,069	5,942,069
昭和 50 年	11,647.00	16,000,000	2,000,000	2,070,127	20,070,127
昭和 51 年	8,736.58	12,000,000	1,500,000	1,517,906	15,017,906
昭和 52 年	4,927.47	8,000,000	1,000,000	1,135,470	10,135,470
昭和 53 年	27,913.72	16,000,000	2,000,000	2,376,956	20,376,956
昭和 54 年	7,481.04	12,000,000	1,500,000	1,501,487	15,001,487
昭和 55 年	5,832.84	12,000,000	1,500,000	1,500,464	15,000,464
昭和 56 年	2,610.10	7,600,000	—	1,900,680	9,500,680
昭和 57 年	3,309.31	19,958,000	—	5,001,552	24,959,552
昭和 58 年	2,781.74	21,330,000	—	5,333,057	26,663,057
昭和 59 年	1,097.74	3,230,000	—	857,768	4,087,768
昭和 60 年	2,044.46	7,360,000	—	1,840,070	9,200,070
昭和 61 年	4,346.22	55,795,000	6,000,000	7,949,734	69,744,734
平成 7 年	8,726.61	19,393,000	—	4,849,099	24,242,099
平成 8 年	8,695.65	16,096,000	—	4,024,051	20,120,051
平成 9 年	3,903.36	7,181,000	—	1,796,728	8,977,728
平成 15 年	255.23	741,000	—	186,051	927,051
計	146,629.07	261,441,000	22,576,000	51,033,451	334,947,452

3 管理団体の指定

文化財保護法第 113 条第 1 項の規定により、白老町では令和 2 (2020) 年 11 月 20 日付で管理団体指定の意見具申を文化庁に対して行い、令和 3 (2021) 年 2 月 17 日付文化庁告示第 26 号をもって指定された。

第5節 絵図面等調査

1 白老元陣屋の絵図面

白老元陣屋を描いた絵図面は、表11「白老元陣屋絵図面一覧」に示した18点が確認されている。

第1次環境整備事業では、専門家の知見を得ながら、No.11『白老元御陣屋之圖』、No.14『白老陣屋長屋・藏・厩圖』、No.18『仙台藩白老陣屋図』を主な典拠資料としていた。

平成20(2008)年に発見されたNo.15『仙台藩白老陣屋之図』は、安政4(1857)年9月3日の箱館奉行による施設見分行事に対する応接作業を可視化したもので、白老元陣屋と周辺の地形だけでなく、「箱館御奉行御覽場并ニ御役人詰所」や「シラライ會所」、「蝦夷ノ番屋」、「蝦夷小屋」、「船渡」の位置なども描かれ、陣屋完成後の状況を最もよく表している。

このため、策定委員会の審議を経て、本計画はこの絵図面を典拠資料として策定することとした。

表11 白老元陣屋絵図面一覧

No.	資料名	制作年	寸法(cm)	所蔵
1	白老之圖	安政2(1855)年秋まで	79×81	仙台藩白老元陣屋資料館
2	白老元陣屋下絵	安政2(1855)年秋頃	113×133	
3	白老御陣屋下図	安政2(1855)年秋頃	71×39	
4	白老陣屋図	安政2(1855)年冬	72×55	宮城県図書館
5	白老陣屋株場地所繪圖	安政3(1856)年5月頃	77×51	
6	白老陣屋地所繪圖	安政3(1856)年5月頃	77×53	仙台藩白老元陣屋資料館
7	白老元陣屋地所御引渡之繪圖	安政3(1856)年5月頃	71×50	
8	白老元陣屋地所の図	安政3(1856)年5月頃	70×55	
9	白老元陣屋之図	安政3(1856)年春頃	117×143	仙台市博物館 (財)斎藤報恩会旧蔵
10	シラライ元陣屋絵図	安政3(1856)年春頃	132×145	
11	白老元御陣屋之圖	安政3(1856)年春頃	133×147	宮城県図書館
12	仙台藩蝦夷地白老御陣屋図	安政3(1856)年春頃	145×119	函館市中央図書館
13	仙台藩白老御陣屋詳細図	安政3(1856)年春頃	82×59	
14	白老陣屋長屋・藏・厩圖	安政3(1856)～同6(1859)年	28×36 など	宮城県図書館
15	仙台藩白老陣屋之図	安政4(1857)年9月	128×75	仙台藩白老元陣屋資料館
16	仙台藩白老元陣屋之図	安政4(1857)年9月以降	74×47	北海道博物館
17	鹿狩之大略図	安政7(1860)年1月	115×58	
18	仙台藩白老陣屋図	安政～慶応	86×61	もりおか歴史文化館

(1) No. 1 『白老之圖』

安政2(1855)年秋までの制作と思われる、最も初期構想段階の絵図面である。

西から「シキウ山」・「シラライ山」・「イニワ山」(恵庭岳)・「タルマイ山」が描かれ、東に湖沼、西にシラライ川、南が海に向かい開けた地点を「本陣見込」と示している。交易所である「會所」、「蝦夷ヤ」の位置、近海の深さや舟を泊める方法、箱館からの距離や交通手段なども書き込まれていることから、幕府が命じた勇払に対し、白老が警衛の拠点として優れた土地であることを説明するための絵図と思われる。

「本陣見込」の位置がウトカンベツ川の左岸である点が現状と異なっている。



①三拾丁程沖二十尋
但舟懸洞無之沖懸

②箱館ヨリヤムクシナイ通五拾三里五丁
同所ヨリ佐原通海陸三拾八里

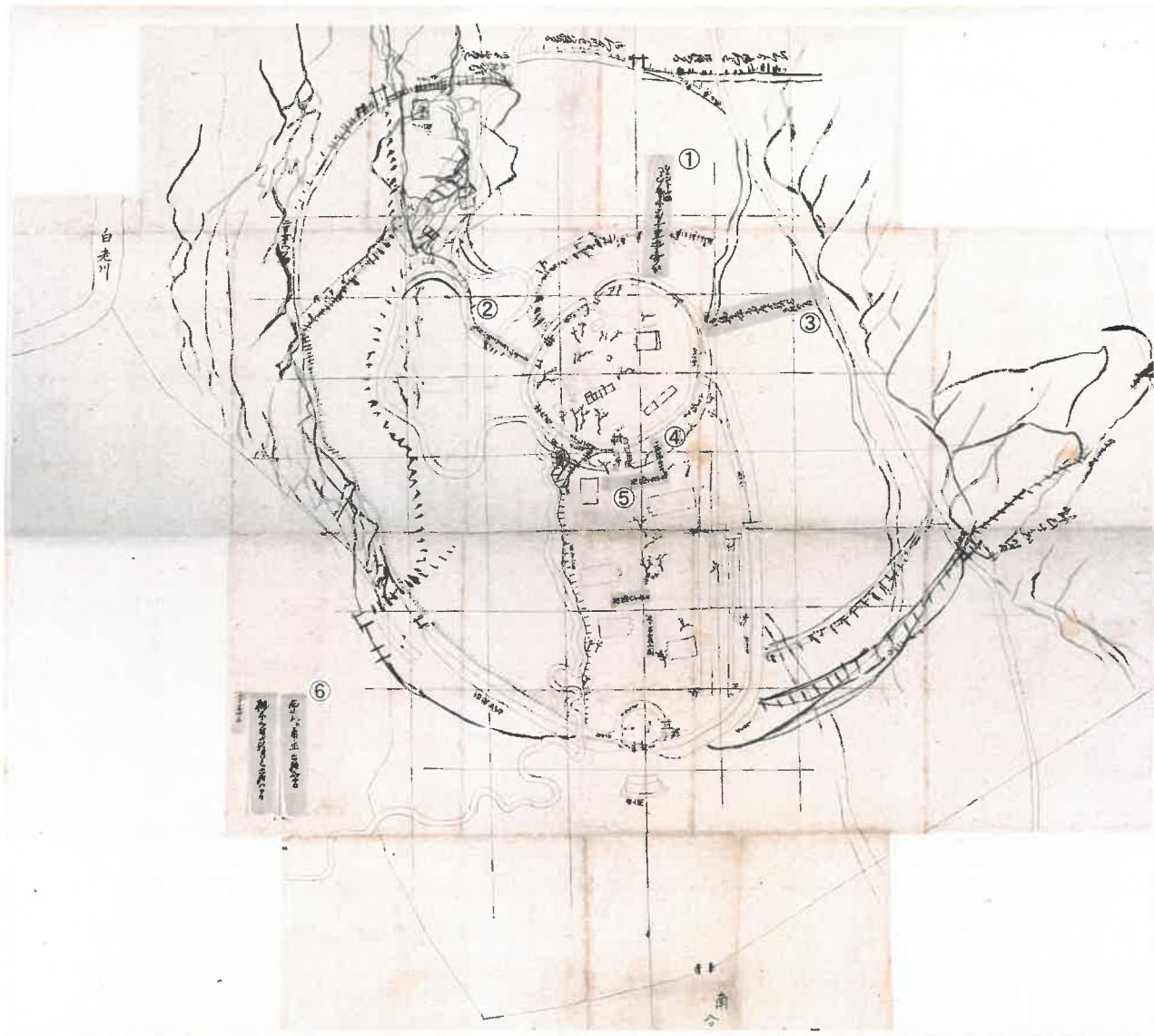
(2) No.2 『白老元陣屋下絵』

三好監物旧蔵資料であり、初期の設計資料と考えられる。

縦横 30 間の枠目で区切られ、土壘の長さなどにも言及していることから、持場見分調査や測量が終わり、白老元陣屋を造営する土地の広がりや、建屋などの施設及び人員の配置を定めるために作成された絵図面と考えられる。

幾つもの付箋や筆跡の違う様々な線が重ね描きされていること、土壘の位置や長さ、門の数など現状と多くの相違点があることから、警衛の拠点としてふさわしい完成像が試行錯誤されたのだろう。

「御勘定所東土居自新川迄六拾五間」、「こし知御門自火薬御藏迄三丁」など、施設や構造物間の数値の書き入れを特徴としており、この段階では土壘が「土居」、ウトカンベツ川が「新川」と呼ばれていたことが分かる。



①御勘定所裏土居自北透御門迄
四丁四間 ②こし知御門自火薬御藏迄三丁 ③御勘定所東土居自新川迄六拾五間

④御堀幅六間

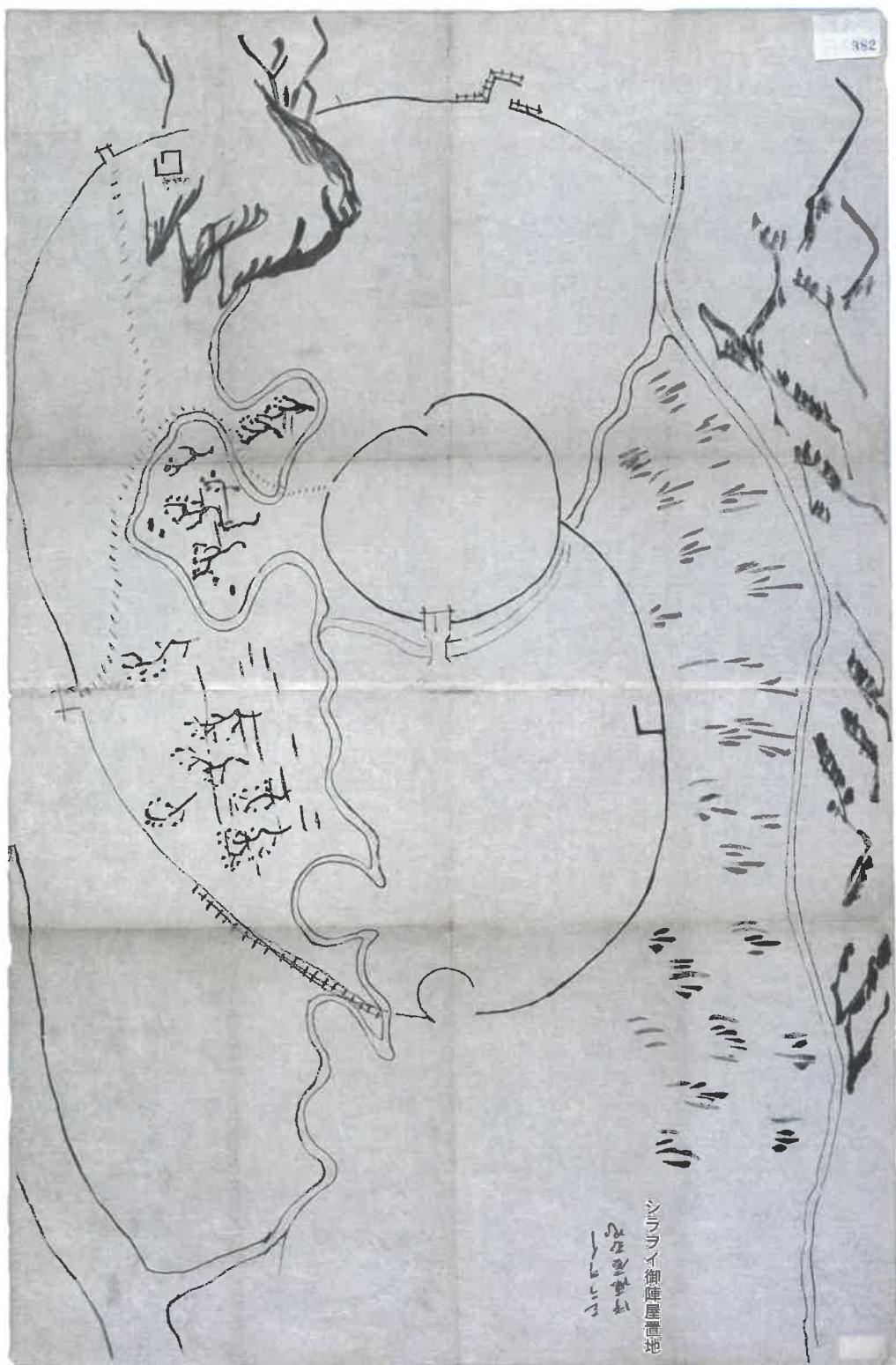
⑤横幅七拾間

⑥西御門酉之正六拾貳間
柵木取付自新川迄六拾八間
六十間四方

(3) No.3 『白老御陣屋下図』

安政2(1855)年秋頃に描かれたと思われる最もシンプルな設計図だが、東側のウトカンベツ川から堀割へ導水し、西側のフシコウトカンベツへつなぐ計画ルートの書き込みがある。大手の円形虎口や各御門、焰消庫の配置などもほぼ現状通りに描かれており、白老元陣屋の構造が固まつた頃の絵図面と考えられる。

仙台藩の出張陣屋は全て方形であったが、白老元陣屋は自然地形を最大限に活かす円と弧を基本とした造りであったことに大きな特徴がある。また、建屋などの配置よりも先に、危険物である火薬を貯蔵するための焰消庫が、最奥の山陰に描かれている点も注目に値する。

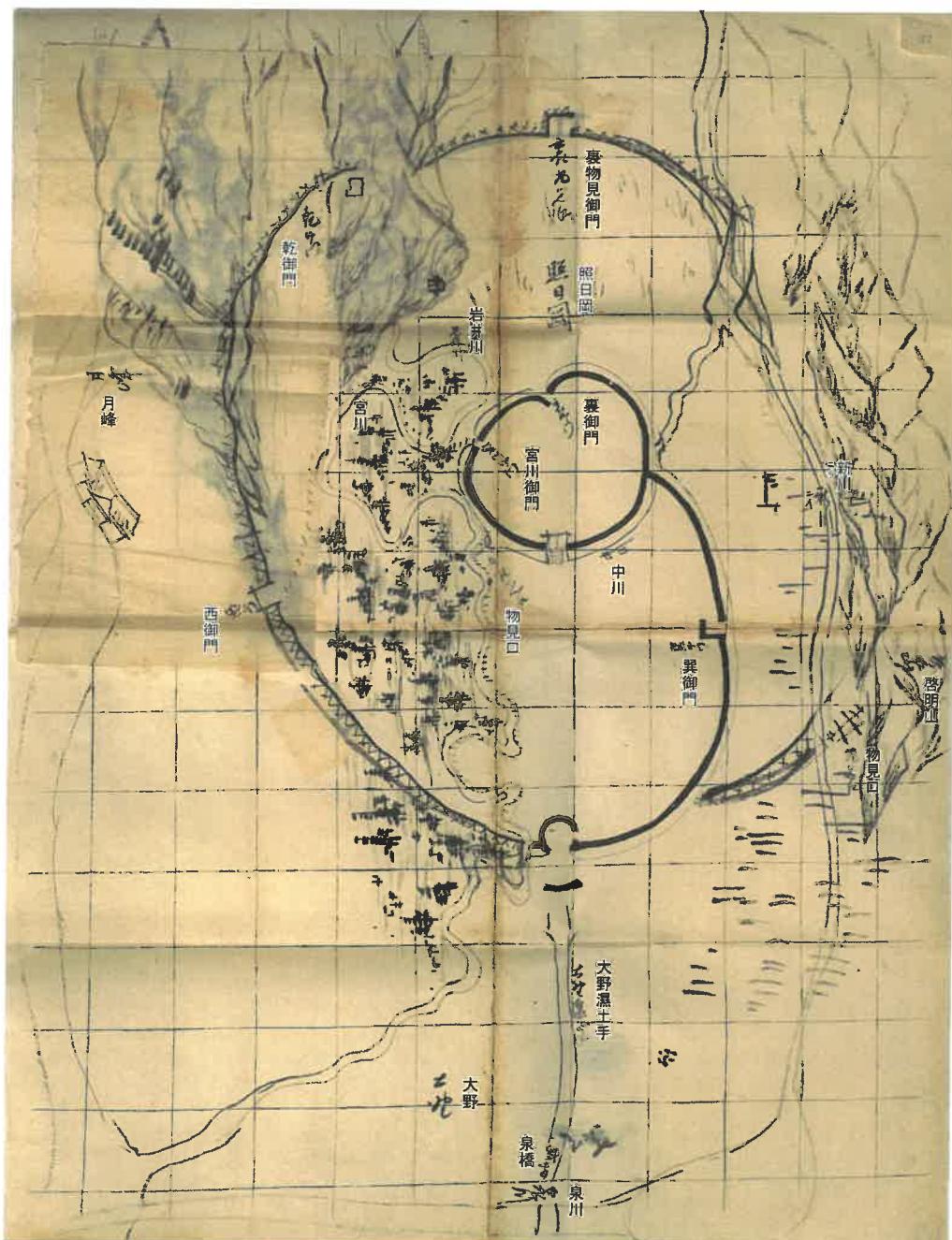


(4) No. 4 『白老陣屋図』

No. 1 『白老之圖』同様に三好監物旧蔵資料で、安政2(1855)年冬に作成され、No. 2 『白老元陣屋下絵』と同様の枠目で区画が見られる。

川と門、周辺景観の命名を主目的とし、ウトカンベツ川には「新川」と「泉川」、フシコウトカンベツには「岩井川」と「宮川」、内曲輪南の堀割には「中川」という名称が付され、門は北に「裏物見御門」、北西に「乾御門」があり、内曲輪北と北西に「裏御門」と「宮川御門」、内曲輪南の表御門西側に「物見口」、外曲輪東に「巽御門」、西に「西御門」がある。なお、内曲輪南の表御門と、外曲輪南の虎口にある大手御門に名称が付されていないが、これは陣屋であれば当然の名称であり、あえて記す必要もなかったことを示している。

また、内曲輪北側に「照日岡」の書き込みがあり、東の山に「啓明山」、西の山には「月峰」、大手御門南に「大野濕土手」、泉川に架かる橋には「泉橋」と記されており、松浦武四郎が『東蝦夷日誌』(参考資料4コ)で三好監物の功績の一つとした「旭岡の十景」の構想が、本図作成時点では既に得られていたことが分かる。



(5) No. 5 『白老陣屋株場地所繪圖』

「蝦夷地御持場之内白老字ウトカンヘツ元御陣屋株場地所御繪図面式枚相添被相渡候 御請書写并御繪図面式枚添 安政三年六番」とあって、本図とNo. 6『白老陣屋地所繪圖』は、安政3(1856)年5月5日、箱館奉行からの白老元陣屋地所引渡しを受けるため、『御請書案』(参考資料4ウ)とともに作成された絵図面である。

「陣屋地所」の書き込みがある場所は、北に「シラヲイ山」を擁し、西・北・東の三方を丘陵で囲まれ、川に南面して開けた土地であることをよく示している。仙台藩士が馬の飼葉や薪を探る範囲が朱線と朱点線で範囲が示され、「朱点之内株場地所」と書き込まれている。

また、図の「ベツベツ川」(東)と「シラヲイ川」(西)沿いに杭の絵が描かれ、「此所榜示杭 是ヨリ川ニ沿ヒシラヲヒ山込」と記されており、株場の範囲はシラヲイ川とベツベツ川の間で、北はシラヲイ山までであったことが分かる。



①此所榜示杭
是ヨリ川ニ沿ヒシラヲヒ山込

②蝦夷地御持場之内白老字ウトカンヘツ
元御陣屋株場地所御繪図面式枚相添
被相渡候御請書写并御繪図面式枚添
安政三年六番

(6) No. 6 『白老陣屋地所繪圖』

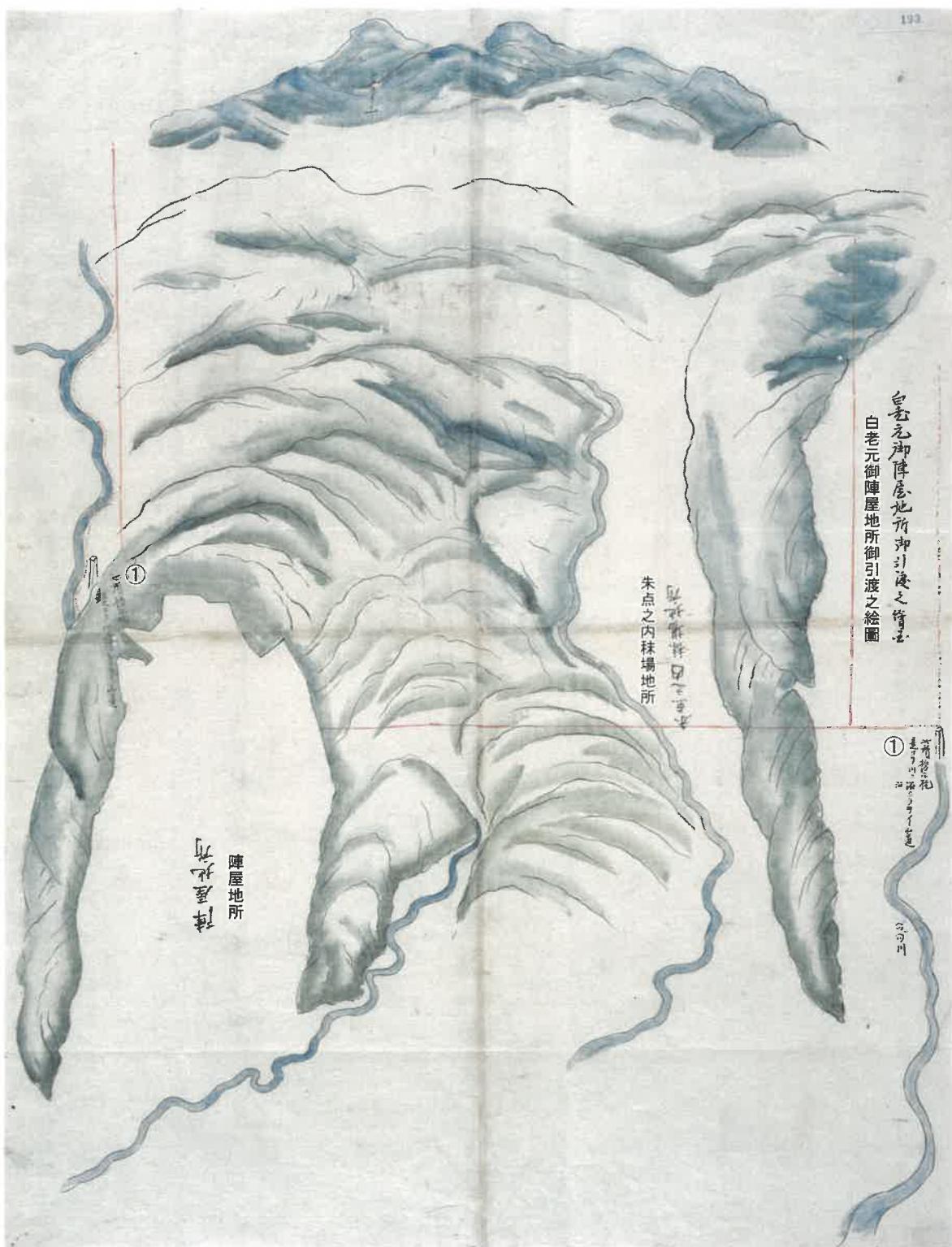
No. 5 『白老陣屋株場地所繪圖』とセットになる絵図面で、朱線で陣屋地所約 37 万 5 千坪の範囲を表している。

「シラライ川」に沿った丘陵部と陣屋地所東側に朱点線で囲まれた範囲があり、「朱点之内人留山」と書き込まれている。同時に残された『御請書案』(参考資料 4 ウ) の記載から、「人留山」はアイヌ民族の自由な狩猟を認めた範囲として定められていることが分かる。



(7) No. 7 『白老元陣屋地所御引渡之繪圖』

本図とNo. 8 『白老元陣屋地所の図』は、No. 5 『白老陣屋株場地所繪圖』やNo. 6 『白老陣屋地所繪圖』と全く同じ構図で描かれている。しかし、No. 5 で「シラライ山道」と記されている部分が「シラライ山道」であり、株場との関係も不鮮明になっている。また、「シラライ川」や「ウトカシベツ川」など河川名の書き込みが抜け落ちていることから、原図であるNo. 5 に対して本図が写しであることが分かる。



①此所榜示杭
是ヨリ川ニ沿ヒシラライ山道

(8) No. 8 『白老元陣屋地所の図』

No. 6 『白老陣屋地所繪圖』が「人留山」となっているのに対し、本図は「人留」となっており、東側の朱点線も抜け落ちていることから、原図のNo. 6 に対して本図が写しであることが分かる。

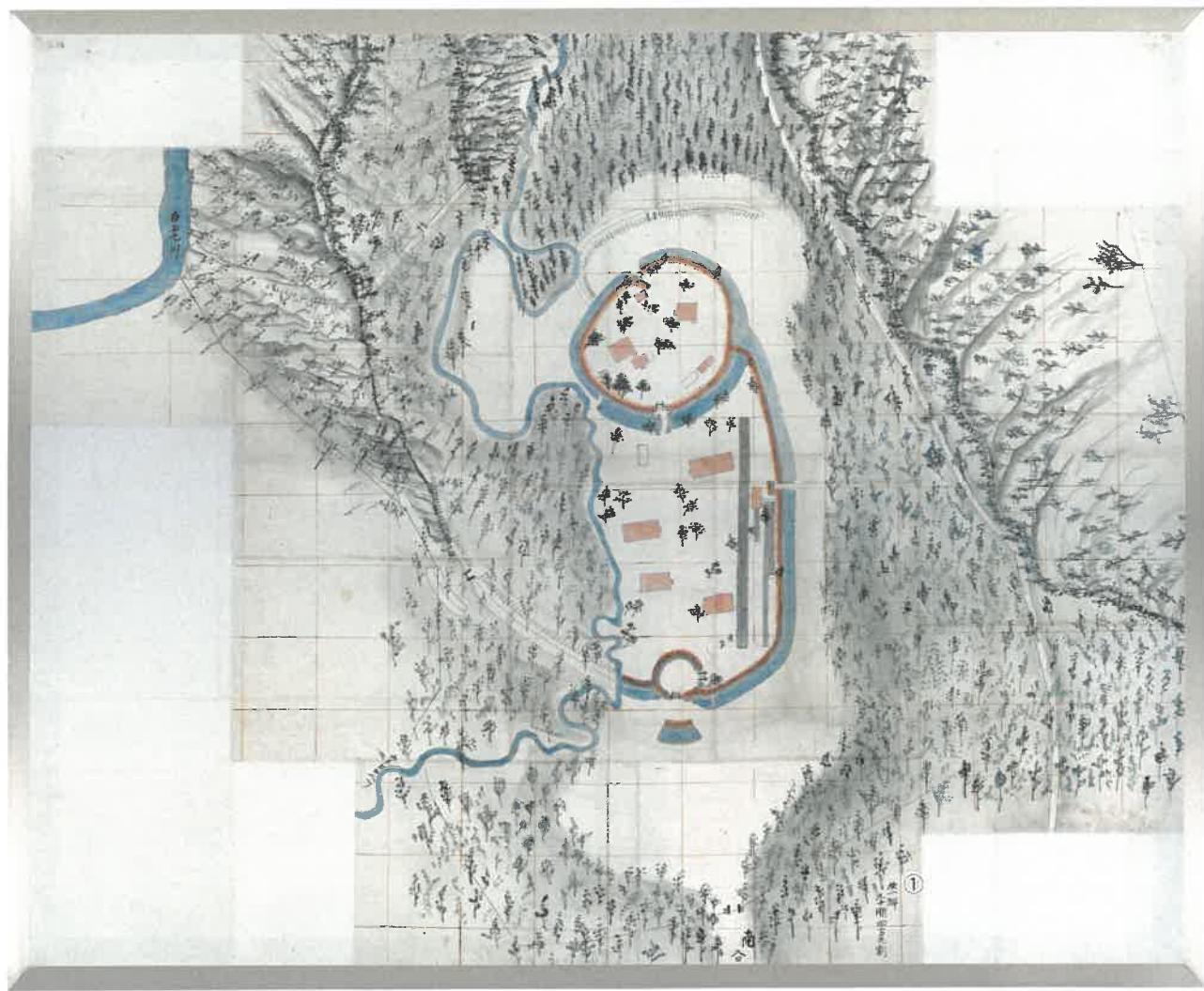


(9) No. 9 『白老元陣屋之図』

No. 9 から No. 12 『仙台藩蝦夷地白老御陣屋図』までは、安政 3 (1856) 年春頃のかなり近接した時期に描かれた設計図で、本図は三好監物の所蔵品であった。

図中には 30 間四方を示す枠目が赤線で落とされ、彩色によって造営の確定個所を示している。無色の部分は未確定であると思われるが、東側の舌状台地に沿って流れるウトカンベツは着色されておらず、堀割につながってもいない。

堀割南西側のフシコウトカンベツとの近接部分に閘門のような施設が見えることから、この地点からの導水が検討されていたようである。

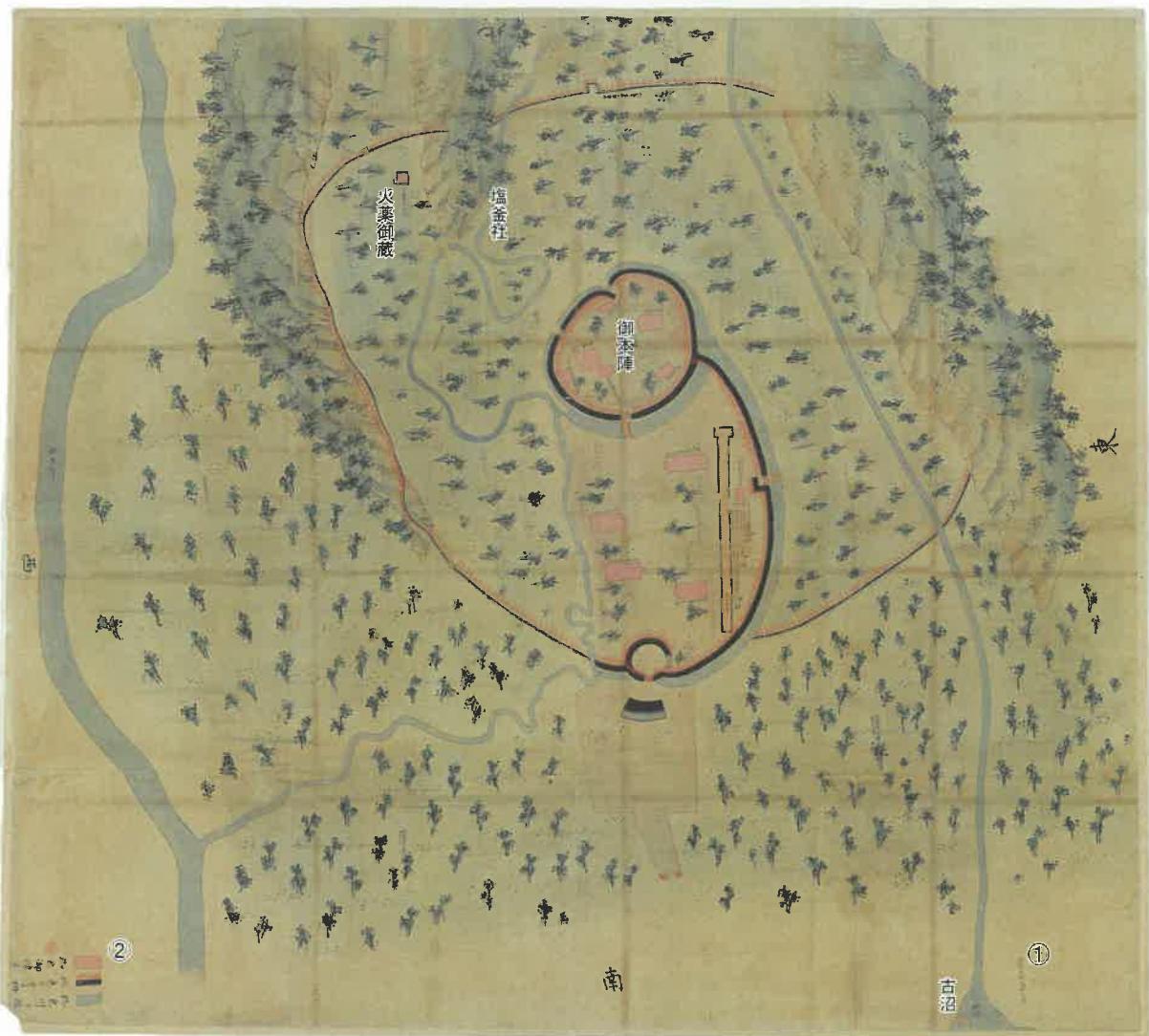


①此一坪 三十間四方之割

(10) No.10 『シラライ元陣屋絵図』

構図はNo.9 『白老元陣屋之図』とほぼ同じであるが、ウトカンベツ川は「古沼」に注ぎ、その脇に「此邊谷地水溜之所」と書き込まれている。

全面が彩色され「此色御陣屋」、「此色土手并柵」、「此色川并堀」といった凡例や、「火薬御蔵」、「塩釜社」、「御本陣」などの書き込みと各大きさなどが示されている。一方、この時点では「愛宕神社」に関する記載はない。



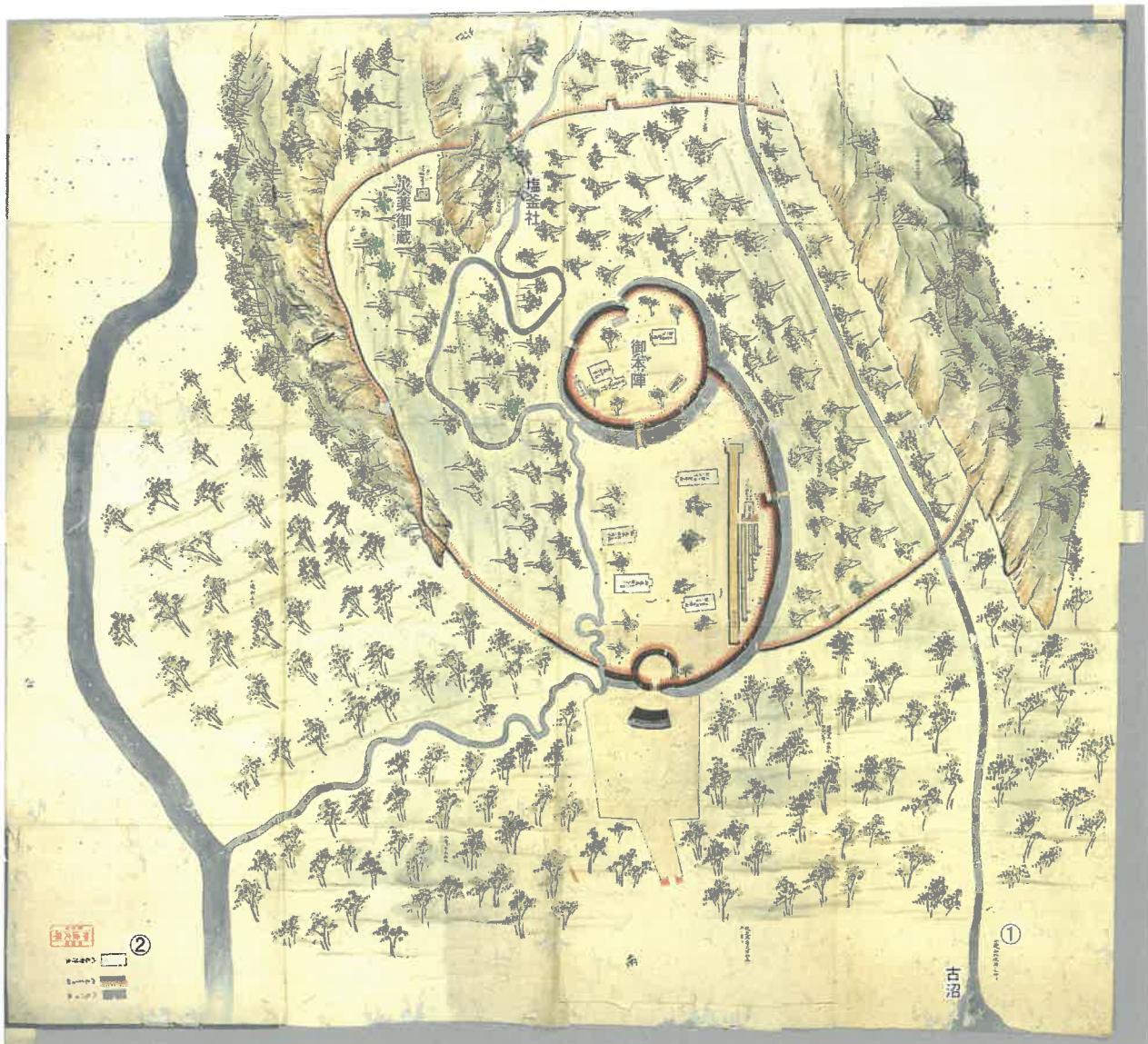
①此邊谷地水溜之所

- ②此色御陣屋
此色土手并柵
此色川并堀

(11) No.11『白老元御陣屋之圖』

宮城県指定有形文化財である『蝦夷地関係絵図』の1枚である。

No.10『シラヲイ元陣屋絵図』同様の構図であり、凡例や書き込みも同様であるが、ウトカンベツ川と堀割の双方に突起が見えており、この時点では、ウトカンベツ川からの導水が検討されていたことが分かる。



①此邊谷地水溜之所 ②此色御陣屋
此色土手并柵
此色川并堀

(12) No.12 『仙台藩蝦夷地白老御陣屋図』

函館市に残されていたことから、箱館奉行所との折衝や説明に用いられたものと思われる。No. 9 『白老元陣屋之図』などと同様の枠目で区切られ、着色の部分と未着色の部分に分かれる。

フシコウトカンベツと堀割の接続部が、No. 9 では閘門状の施設だったが、本図では堀割側の堰のみになっている。また、ウトカンベツ川からの導水が着色されて堀割につながっていることから、白老元陣屋の完成に近い時期に描かれた図面であると考えられる。

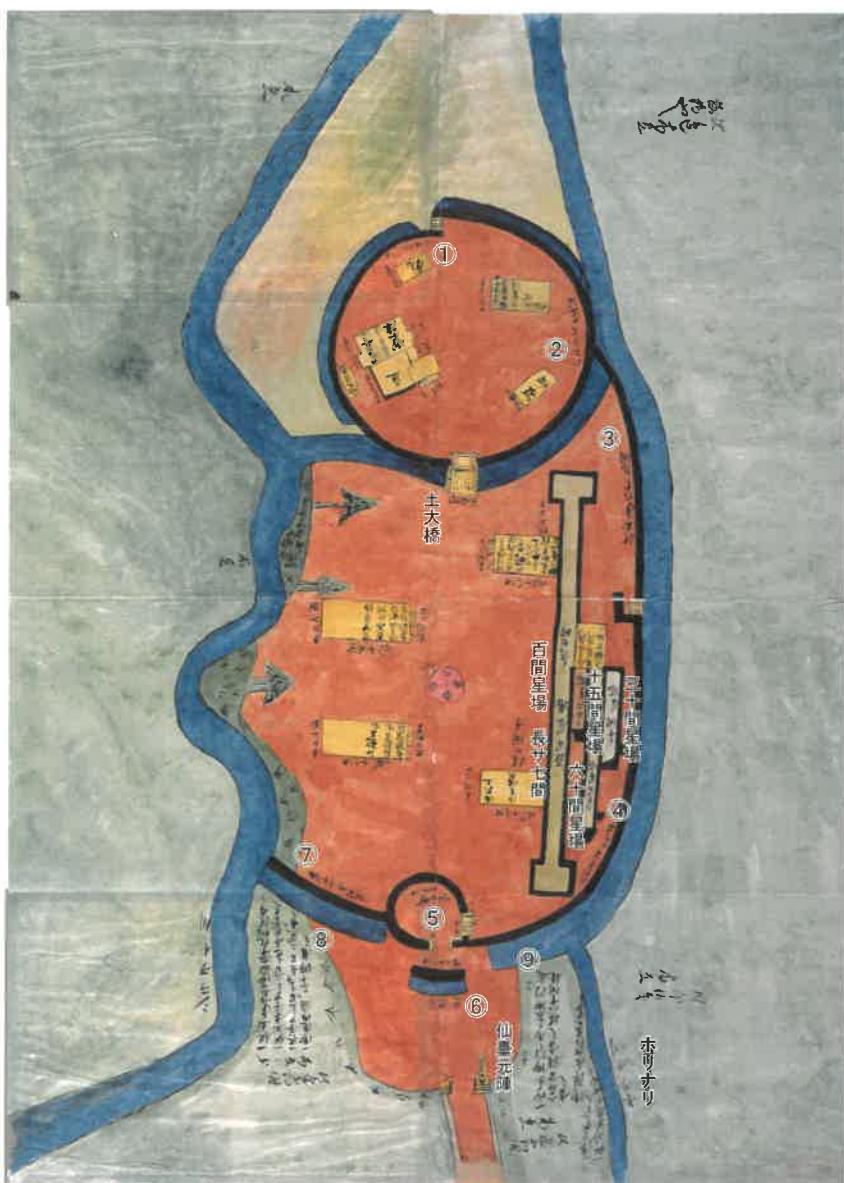


(13) No.13 『仙台藩白老御陣屋詳細図』

図中の書き込みが安政3(1856)年の『蝦夷地警固御人数調』(参考資料4エ)の記述と一致しており、建屋が完成した後の藩士の配置を決めるための図面であると考えられる。

門の構造が詳しく描かれており、内曲輪と外曲輪を結ぶ位置にある表御門は門扉を伴う冠木門で「土大橋」に続く。詰御門は内曲輪北側にあって門扉を伴う冠木門である。大手御門は外曲輪柵形の内側にあって門扉・潜戸を伴う冠木門になっており、その外側に頭部を円錐状にした白木の門柱のみがある。遠之御門は大手御門より南へ200間(360m)の地点に位置し、門柱と柵からなる。門柱は頭部を円錐状にした黒木で、脇に「仙臺元陣」の標柱が建てられている。外曲輪東にある巽門は折廻柵形に伴う冠木門であった。

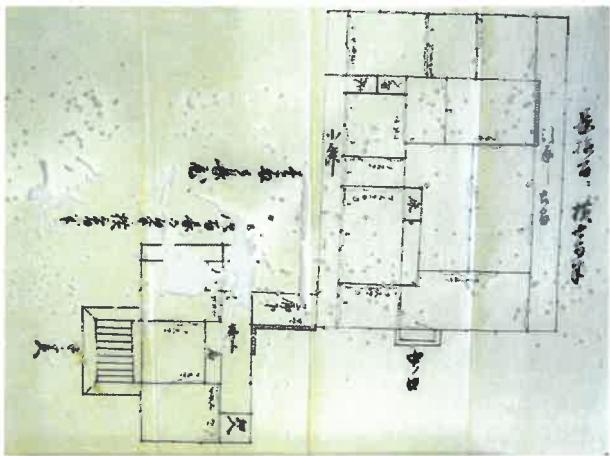
また、土手についての書き込みから「子アシ三間、高サ壹丈上壹間」と「子アシ二間、高サ壹間上四尺」の2規格があったこと、白老元陣屋南東部の「ホリナリ」が「但シ御出來ニ不罷成候」とあるように未完成であったことが分かる。



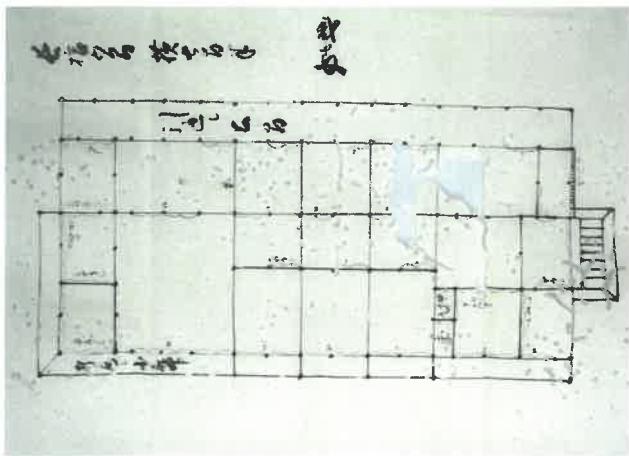
- ①土手三十八間 ②此土手間十三間 ③此土手六十九間 ④此土手間十七間
- ⑤此土手通り三十間 ⑥御堀也 ⑦此土手二十間
- ⑧ — 但シ土手以上ニ而四百五十九間程有之 ⑨ — 御手御門自御表御門迄 二百間程有之横八十間程有之
- 但シ土手子アシ三間、高サ壹丈上壹間也 — 濱自二十三丁入ニ御陣屋被相立候事
- 又ハ子アシ二間、高サ壹間上四尺モ有之 — 但シ御出來ニ不罷成候
- 御丸内通り三千坪有之

(14) No.14 『白老陣屋長屋・藏・厩圖』

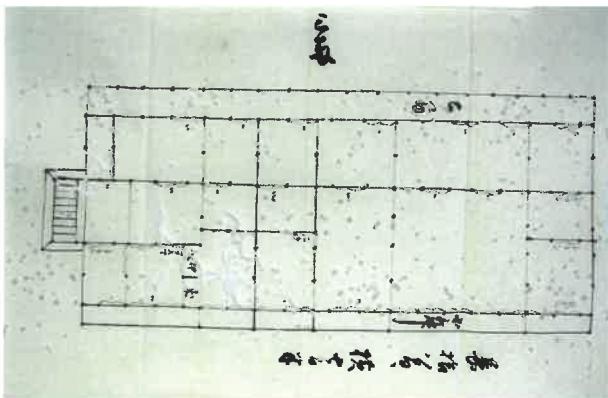
伊達文庫の『蝦夷地関係絵図』に収められている7枚の絵図面で、宮城県有形文化財に指定されている。図中の黒点間は1間（1.8m）であり、本図に基づき発掘調査を実施したところ、長屋の規模などがおおむね一致した。



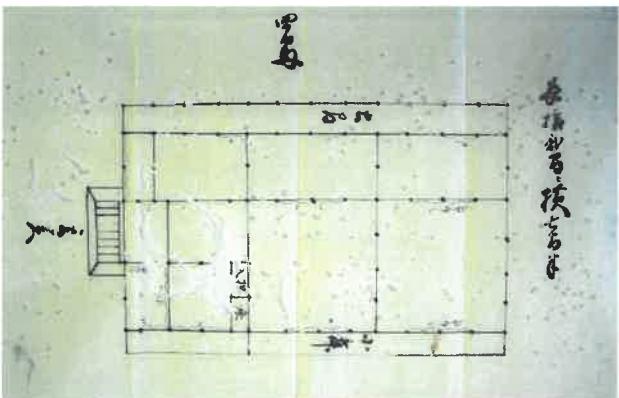
①御本陣



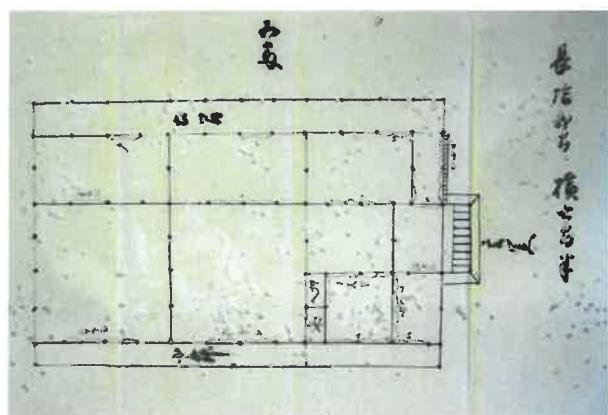
②二番長屋



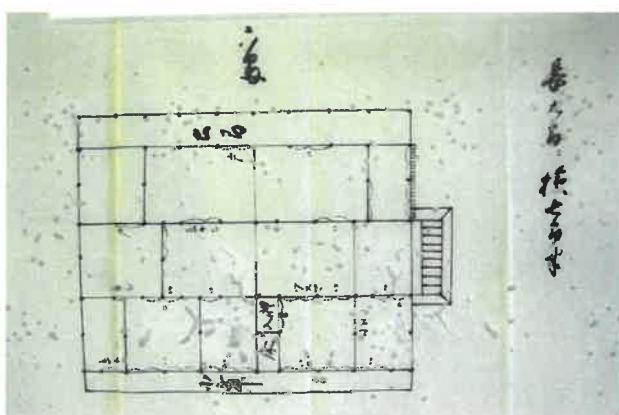
③三番長屋



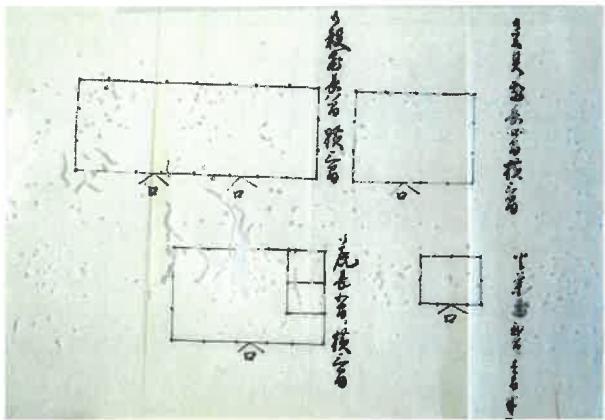
④四番長屋



⑤五番長屋



⑥御勘定所



⑦兵糧蔵・御馬屋・稽古屋

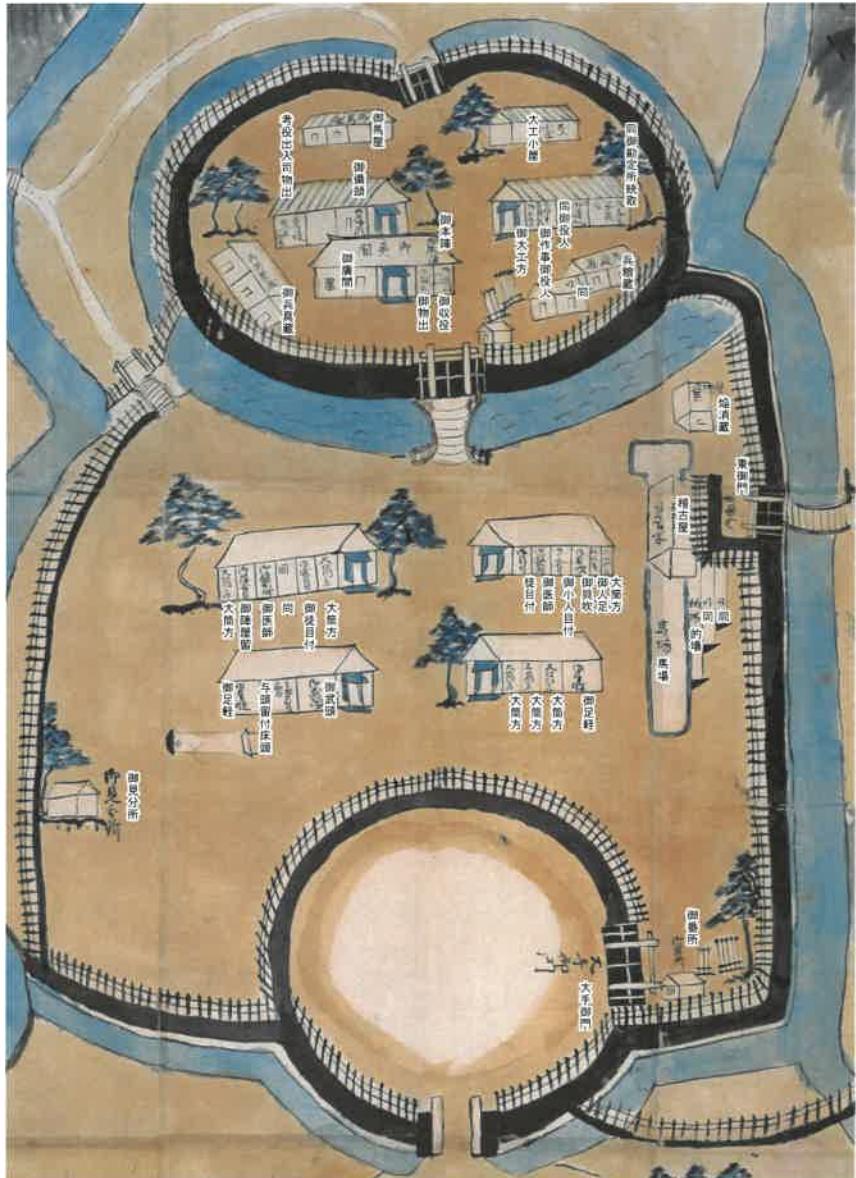
(15) No.15 『仙台藩白老陣屋之図』

平成 20(2008)年に、宮城県丸森町の旧仙台藩士宅の土蔵から発見された絵図面である。

同時に発見された『御預足輕岡元武治日記』(参考資料 4 サ) の記載から、安政 4 (1857) 年 9 月 16 日の箱館奉行による白老元陣屋視察に対応するため作成された図であり、視察に同行した仙台藩士の玉蟲左太夫の『入北記』(参考資料 4 ス) に「篤ト陣屋ノ形状ヲ一見セシニ營柵向大抵出来ス」とあることから、この時点ではほぼ完成していたことが分かる。周辺の地形や浜にある会所、「蝦夷ノ番屋」など、当時の白老を包括的に描いた貴重な資料である。

この絵図面では初めて、外曲輪に「御見分所」が、曲輪外に「愛宕山」、「箱館御奉行御覽場并ニ御役人詰所」、「公儀御陣屋」が描写された。愛宕神社への道は「東御門」から伸びており、鳥居や社殿などの描写を確認できる。

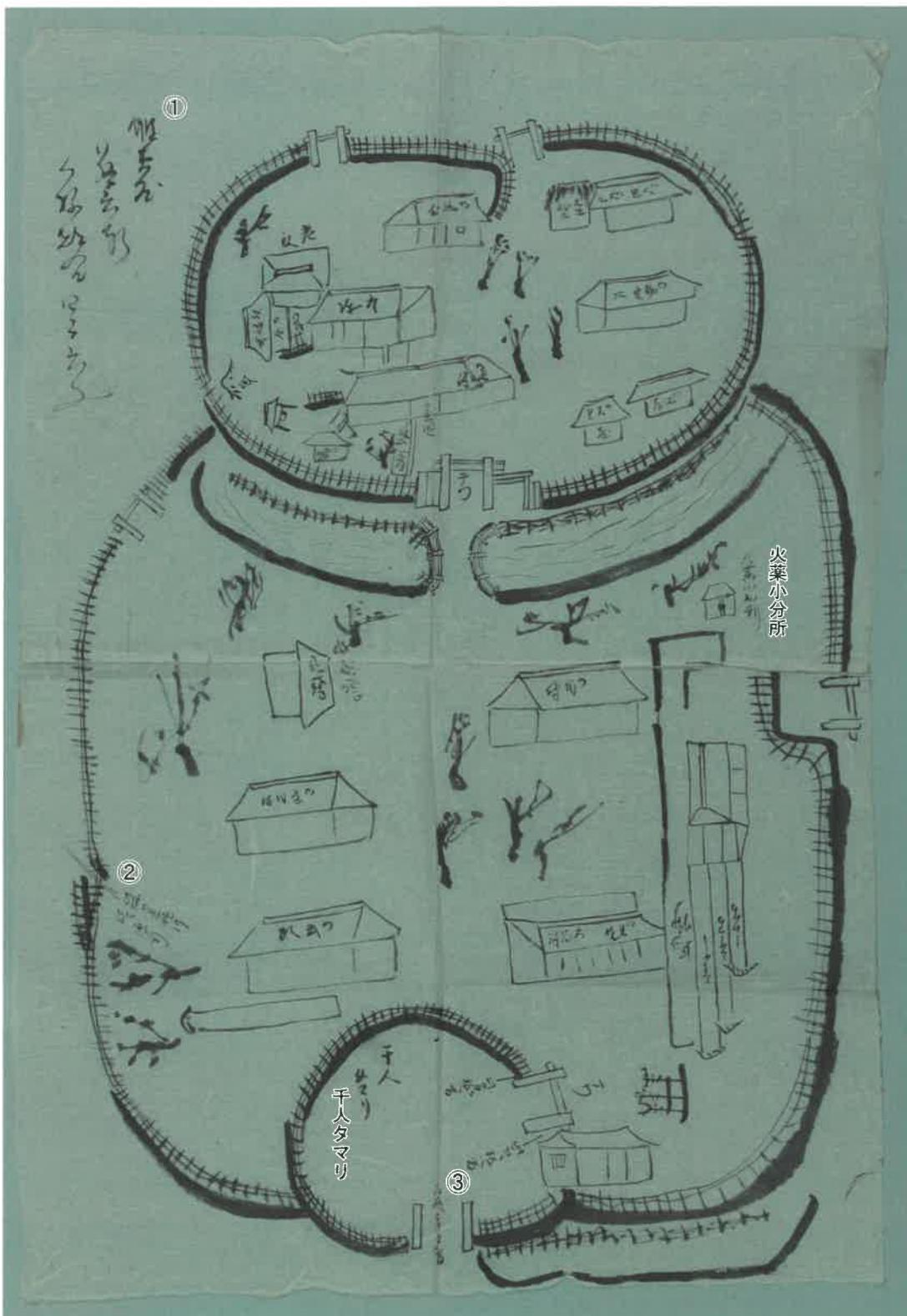
なお、この図を見る限り、内曲輪堀割への導水はウトカンベツ川からで、フシコウトカンベツにはつながっていない点が、No.11 『白老元御陣屋之図』及び現状とは異なっている。





(16) №.16 『仙台藩白老元陣屋之図』

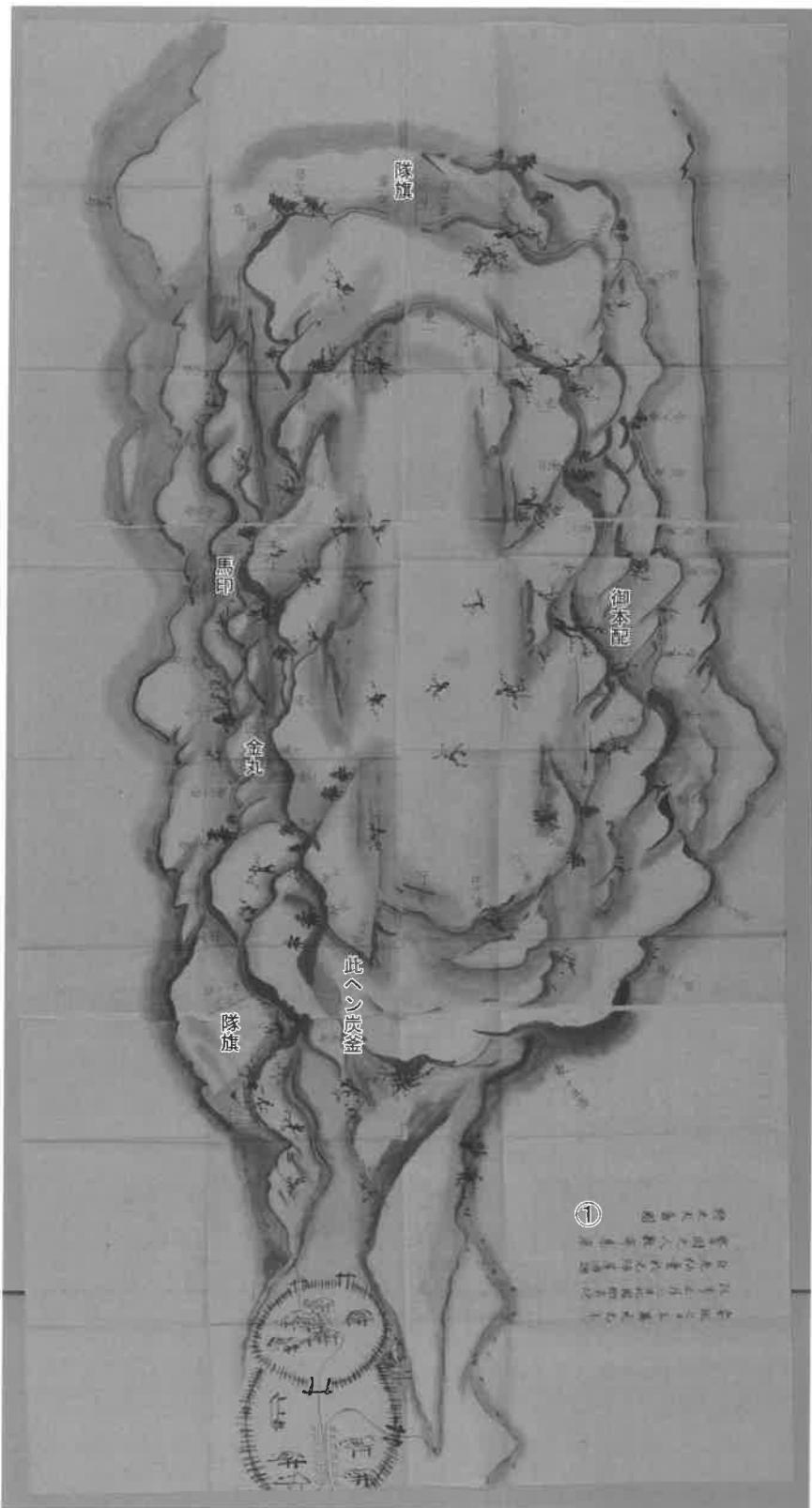
旧仙台藩士所蔵資料で、左上に「蝦夷地御警衛人数都合四十六人」との書き込みがあり、外曲輪北東部に「火薬小分所」が見られることや、南西部に描かれた西向きの星場などから、安政4(1857)年9月に行われた、箱館奉行による白老元陣屋視察以降に作成されたものと思われる。



①蝦夷地御警衛人数都合四十六人 ②此所御足輕川渡シ通行 ③左右ニシキ戸有

(17) No.17 『鹿狩之大略図』

「安政七申年萬延元年改号正月三日北國蝦夷地白老仙臺於元陣屋浦迪警固之人数寄集鹿狩之大略圖」の書き入れがあり、東隊は巽御門から、西隊は宮川御門から出て鹿狩りを行ったことが分かる。また、白老元陣屋の北方に「此ヘン炭釜」の書き込みもある。鹿狩りは訓練を兼ねた正月の行事で、アイヌ民族も鹿の追い出しに勢子として動員された。



①安政七申年萬延元年改号正月三日
北國蝦夷地白老仙臺於元陣屋浦迪警固之人数寄集鹿狩之大略圖

(18) No.18 『仙台藩白老陣屋図』

他の絵図面には見られない、ウトカンベツ川との堰や内堀に架した水車設備が描かれ、門の構造なども詳しく描かれている。一方では建物の配置が実際と異なっているほか、これまでの各種調査では確認できていない建物も描かれている。

杖を曳く老人や鹿の姿の描写、サクラやヤナギなどの樹木への彩色から、実務的な図ではなく、鑑賞用に描かれたものと思われる。



2 写真判読図

図 20「白老仙台藩陣屋跡周辺を流れる河川流路の変遷図」は、昭和 23(1948)年に米軍が撮影した航空写真を有限会社宮塚文化財研究所が図化したもので、曲輪外の数ヶ所に土壠状の高まりが見られることから現地確認を行ったが、現状では遺構の痕跡は確認できなかった。

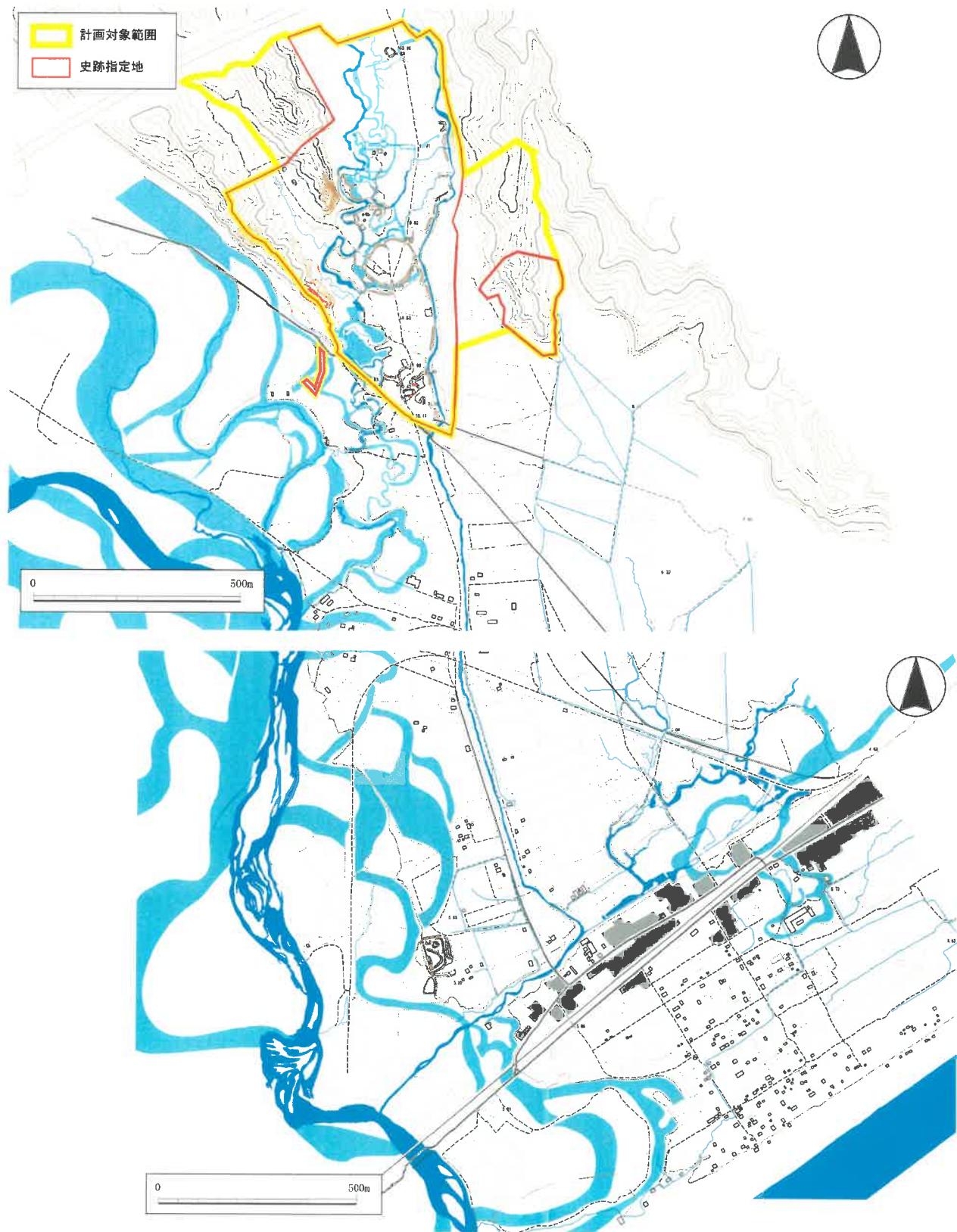


図 20 白老仙台藩陣屋跡周辺を流れる河川流路の変遷図

昭和 23(1948)年に米軍が撮影した航空写真（参考資料 6）を基に有限会社宮塚文化財研究所が図化したものと一部修正

3 絵図面等調査のまとめ

18点の絵図面を時系列に沿って見ていくことで、白老元陣屋の選地から完成までの姿を追うことができた。

No.1『白老之圖』やNo.5『白老陣屋秣場地所繪圖』を見ると、この陣屋は北に山を背負い、東西を丘陵に挟まれ、南に川と海のある地形に築かれていることが分かる。No.1は幕府が当初に示した勇払が「ユウツハ四方平原曠野ニテ箱館近所ナレドモ寒地且湿地水モ不宜」(『見分見書』(参考資料4ア))なのに対し、この地の優位性をアピールする目的があったと思われる。

No.4『白老陣屋図』に書き込まれている「照日岡」は、三好監物が心豊かに警衛の日々を送るために見いだした「十景」を象徴するもので、春の「啓明山霞」「磐井川櫻」、夏の「宮川夕立」「中川夏月」、秋の「大野萩」「月峰鹿」、冬の「新川氷」「泉川雪」と、無季の「泉橋眺望」「旭岡神祇」を指している(『東蝦夷日誌』(参考資料4コ))。

No.5やNo.6『白老陣屋地所繪圖』は、陣屋地所が曲輪に囲まれた範囲にとどまらず、東はベツベツ川、西はシラヲイ川に至る範囲まで「秣場」が確保され、かつ地元アイヌ民族の狩猟場を確保するために「人留山」を設ける配慮がなされていたことを示す。

No.9『白老元陣屋之図』からNo.12『仙台藩蝦夷地白老御陣屋図』までは、陣屋設計の段階を示すものとして貴重で、特に導水に関する検討の跡をたどることのできる点が重要である。当初(No.9、No.10『シラヲイ元陣屋絵図』)は、フシコウトカンベツからの導水のみであったが、No.11『白老元御陣屋之図』にウトカンベツ川からの導水を検討している様子がうかがえ、No.12に至って、ウトカンベツ川を切替えて「ホリナリ」とすることが確定している。

なお、No.13『仙台藩白老御陣屋詳細図』は、ウトカンベツ川を切替えて「ホリナリ」を掘削したことと証明する絵図面であり、描かれた門の形状などは今後の整備事業における根拠となる。

No.15『仙台藩白老陣屋之図』は、実際に絵図面として使用された日にちがはつきりしており、今後の保存・活用事業における基礎資料として重要である。

No.17『鹿狩之大略図』は、軍事訓練を兼ねた年中行事の鹿狩りが行われていたことを示すとともに、アイヌ民族が仙台藩士の訓練に参加していたことを示している。

今後はさらに絵図面を精査し、また、写真判読図に見られた関連施設の存在などについても調査を進め、指定地外に及ぶ白老元陣屋の全体像を把握する必要がある。

第6節 文献調査

白老元陣屋造営の経過などを記した文書は、下表の17点が確認されている。また、その他の文献として、大正13(1924)年発行の『北海道史蹟名勝天然紀念物調査報告書』などを掲載した。

なお、本節の調査成果は、本策定委員会の佐藤宏一委員の調査研究に負うところが大きい。

1 白老元陣屋について記された文献

白老元陣屋について記された主な文献は、表12「白老元陣屋の経営に関する文献一覧」のとおりで、各原文については、参考資料4に掲載している。

表12 白老元陣屋の経営に関する文献一覧

文献名		制作年月	作者名	所蔵
ア	見分見書	安政2(1855)年11月	仙台藩士	仙台市博物館
イ	三好武三郎書状	安政2(1855)年11月	三好監物	宮城県図書館
ウ	御請書案	安政3(1856)年5月	御郡方横目起返引切ニ而御勘定所統御作事方横目兼役仮役今野謙吉	宮城県図書館
エ	蝦夷地警固御人数調	安政3(1856)年5月	仙台藩関係者	仙台市博物館

文献名		制作年月	作者名	所蔵
オ	蝦夷地御用日誌	安政3(1856)年8月	法螺貝吹役二瓶貢	函館市中央図書館
カ	御組松前蝦夷地警固御用被仰付候ニ付諸事勤番留帳	安政3(1856)年12月	組頭平覺左衛門	高橋凡仙『江刺足輕文書』所収
キ	目付多川仲之丞日記	安政4(1857)年4月	目付多川仲之丞	仙台市博物館
ク	蝦夷地御警固方ニ付箱館表御用立候御入金高調帳	安政4(1857)年5月	仙台藩箱館勘定方	仙台市博物館
ケ	蝦夷地道中記録	安政4(1857)年6月	三好監物	仙台藩白老元陣屋資料館
コ	東蝦夷日誌	安政4(1857)年7月	松浦武四郎	松浦武四郎記念館
サ	御預足軽岡元武治日記	安政4(1857)年9月	御預足軽岡元武治	仙台藩白老元陣屋資料館
シ	入北記	安政4(1857)年9月	島義勇	佐賀県立図書館
ス	入北記	安政4(1857)年9月	玉蟲左太夫	仙台市博物館
セ	仙台藩白老經營書	万延元(1860)年8月	仙台藩士相澤儀傳太ほか	北海道大学附属図書館
ソ	白老郡引継書	明治2(1869)年11月	一ノ関藩向館真孫右衛門ほか	北海道立文書館
タ	伊達氏蝦夷地警衛持場備筒調書	年次不詳	伊達家文書	仙台市博物館
チ	白老場所様子大概書	文化6(1809)年	松前藩	北海道大学附属図書館

(ア)『見分見書』

安政2(1855)年の蝦夷地持場の見分調査に同行した仙台藩士が、「ニウツハ四方平原曠野ニテ箱館近所ナレドモ寒地且湿地水モ不宜」、「荒海ニテ入津ノ舟主トモ近辺ニテ日和見テ上日和ノ時入最間懸ニテモ無然場所」など、勇払の自然環境や地勢について報告している。

(イ)『三好武三郎書状』

仙台藩家老であった後藤孫兵衛宛てた書状で、「シラオイ江被相転度由之義始心付ヶ条別紙六通及調差出申候処」とあって、三好監物が元陣屋を勇払から白老に変更したい理由を6通に認めたのに対し、箱館奉行所の与頭であった向山源太夫は御内談で「元陣屋御場所替届振之義者江戸表江御届不罷成箱館江書面ニ而モ御届罷成候方可然」と返答したことが記されている。

(ウ)『御請書案』

安政3(1856)年5月5日の陣屋地所引渡しに関する請書の案で、No.5『白老陣屋秣場地所繪圖』とNo.6『白老陣屋地所繪圖』の絵図面とセットになるものである。

陣屋の地所は37万5千坪余(約1,237,500m²)で、秣場の範囲は「表口壹里程奥行シラヲイ山道」と記されている。その境界は「別紙絵図面朱引之通」とあり、この請書案にNo.5・No.6が添えられていたことが分かる。

また、「東西川筋シラヲイ山道境界与相心得若標示杭腐朽いたし建替候節者」とあって、No.5に書き入れられている「此所榜示杭」が秣場の範囲を示すものであることと、No.7『白老元陣屋地所御引渡之繪圖』の「シラヲイ山道」が誤記であることが分かる。

秣場内においては「人共山川漁獵等是道之通可相心得旨被仰渡奉承知乃御請書如件」とあって、従来どおりアイヌ民族が山や川で狩猟することを認めている。

(エ)『蝦夷地警固御人数調』

安政3(1856)年5月時点の氏家秀之進ら藩士氏名や役職などが記載されており、この記述とNo.

13『仙台藩白老御陣屋詳細図』にある藩士の配置や建物の規模とがよく一致し、発掘調査成果とも重なる。

なお、箱館奉行所より下役と同心各2名が差し遣わされているが、常駐かどうかは不明である。

(オ)『蝦夷地御用日誌』

安政3(1856)年9月2日の陣屋上棟節祭式に向けての段取りなどが記載され、中に「尚以シラライロ(夷か)人等一統江も御酒被下旨其心得首尾可有之」との記述もある。

(カ)『御組松前蝦夷地警固御用被仰付候ニ付諸事勤番留帳』

安政3(1856)年4月19日の時点では白老元陣屋が普請中であったことから、「假御陣屋會所、魚板藏」に仮宿したことや、9月11日に長屋が完成したことから引っ越したことなどが記載されている。また、一ノ宮(塩釜社)の建立や詰ノ御門、搦手御門などの名称も記されている。

(キ)『目付多川仲之丞日記』

安政4(1857)年4月時点で家作は全て出来ているが、土手に廻らす柵は表御門の左右部分しかできていないことが分かる。また、「安政四年五月十七日条 一於エトロフー 御立方相成候御材木等ハ南部大畠ニテ御切組被相廻、過十一日当初江着ニ相成候」、「安政四年七月十一日条 一於アッケシー 未ダ天井板、縁板等、船着無之、半途ニ相成候」の記載があり、択捉・厚岸の出張陣屋の用材は南部大畠で加工されて船で直接送られていることが分かる。

(ク)『蝦夷地御警固方ニ付箱館表御用立候御入金高調帳』

安政3(1856)年度の支出をまとめたもので、918両3歩を陣屋普請(土木工事)の費用として箱館御用達の野口屋又藏に渡していることから、野口屋が普請を請け負っていたことが分かる。

(ケ)『蝦夷地道中記録』

「御陣屋左右小川也 此水詰御門前深堀へ引入常ニ水充满」という記載から、この時点ではウトカンベツ川とフシコウトカンベツの両方から導水され、内曲輪の堀割は常に水で満たされていたことが分かる。

(コ)『東蝦夷日誌』

松浦武四郎は、「仙台藩陣屋 旭岡の十景」として、「三好監物縄張にて築き旭岡と號く。川水を曳、沼地を掘て用水をなし、是に鹽竈社を勧請し、邸中より眺望する處を以て十景を作る(啓明山霞、磐井川櫻、宮川夕立、中川夏月、大野萩、新川氷、泉橋眺望、月峰鹿、泉川雪、旭岡神祇)。是皆三好氏の功業なり」と記して、三好監物の雅な心を称賛している。

(サ)『御預足輕岡元武治日記』

平成20(2008)年にNo.15『仙台藩白老陣屋之図』と同時に発見された文書で、安政4(1857)年9月18日には建物7棟、蔵1棟、御馬屋1棟、門2基が完成し、「朝ヨリ天氣快晴同日御陣屋御普請荒々出來ニ付御悦之ため御人数壱銃江御酒頂戴仕候夫ヨリ蝦夷共江百五拾人斗江於御玄官前御酒被下候」とあり、造営に携わったと思われるアイヌ民族が150人ほどいたことが分かる。

(シ)『入北記』

箱館奉行堀利熙の元で蝦夷地調査に当たった佐賀藩の島義勇が白老元陣屋を訪れた際の記録で、三好監物の印象などが記載されている。

(ス)『入北記』

箱館奉行堀利熙の元で蝦夷地調査に当たった仙台藩の玉蟲左太夫が白老元陣屋を訪れた際の記録で、安政4(1857)年9月16日の項に、「今日敵藩陣営見分ノタメ滞留（中略）陣屋ノ形状ヲ一見セシニ營柵向大抵出来ス 尤場所モ広クシテ 海岸ヨリ隔ツコト十四丁 其間大路ヲ築キ両傍ニ並松ヲ植シテ松種ヲ蒔キ置キタリ」とあり、陣屋建物や柵がほぼ完成し、浜に至る大路も開かれていたことが分かる。また、「当年野菜ヲ植シニ大ニ宜シキ由」とあって、自給自足のために畠を開いていたことも分かる。

(セ)『仙台藩白老經營書』

「御普請等も宜出来公儀衆始外人見聞仕候（中略）七月末日迄八月中迄」とあり、安政3(1856)年夏頃の造営状況が記載されている。「廻り太手并新川等不残出来用水揚口も見立之通出来候」とあり、No.13『仙台藩白老御陣屋詳細図』の時点では終わっていなかったウトカンベツ川の切替え（新川＝ホリナリ）が完成していたことが分かる。

(ソ)『白老郡引継書』

仙台藩の白老撤退後の明治2(1869)年11月に白老郡一円の支配を命ぜられた一関藩が、勇払詰大主典に提出した引継書で、白老元陣屋に残されていた御本陣など建物18棟の規模や御備馬の頭数などが記載されている。なお、一関藩の支配は明治5(1872)年4月まで続いた。

(タ)『伊達氏蝦夷地警衛持場備筒調書』

白老元陣屋や国後出張陣屋などに配備された砲の詳細が記述されている。

(チ)『白老場所様子大概書』

文化6(1809)年当時のアヨロからシャタイまでのシラライ場所の建物や、アイヌ民族の人口、世帯数、産物などが詳しく記され、場所の様子が分かる。

2 その他の文献

(ア)『北海道史蹟名勝天然紀念物調査報告書』

北海道史蹟名勝紀念物調査委員の河野常吉が現地を調査し、白老元陣屋の来歴や遺構の現状などを記したもので、図や写真を交えて史跡として保存する重要性を訴えたことから、昭和5(1930)年の史跡仮指定へとつながった。この調査成果は、北海道庁が大正5(1916)年に発行した『北海道史「附録地圖白老の仙臺陣屋址」』にも一部所収されている。

(イ)『仙台藩元陣屋用地の引継ぎ事情』

本策定委員会の佐藤宏一委員が本計画の策定に向けて、改めて絵図面調査と文献調査の成果をまとめた未発表の論考である。安政3(1856)年5月5日の地所引き渡しに関する箱館奉行と仙台藩側の応答について記している。

(ウ)『仙台藩白老元陣屋資料館報第15・16合併号「仙台藩白老元陣屋絵図管見」』

本策定委員会の佐藤宏一委員が平成21(2009)年の元陣屋資料館特別展で絵図面調査の成果を解説した際の資料で、『仙台藩白老元陣屋資料館報第15・16号』に所収のため、本計画では掲載を割愛する。

3 文献調査のまとめ

安政3(1856)年5月5日、白老元陣屋の地所37万5千坪余と稼場「表口壱里程奥行シラヲイ山道」の引渡しが行われた(『御請書案』(参考資料4ウ))。引渡しに際して箱館奉行所は、白老川沿いなどに「人留山」という区域を設定して、地元アイヌが狩猟などを行う権利を保障した(同上)。また、建物の落成祝いに際して、携わったアイヌ民族約150人を招いて酒を提供するなど、地域住民との共生関係を大事にしていたことが見て取れる(『御預足輕岡元武治日記』(参考資料4サ))。

白老元陣屋の建物は、上棟までが約半年という短期間で成し遂げられており、『蝦夷地警固御人数調』(参考資料4エ)にある大工などの人員や、伐採・整地の時間を考慮すると、木材加工を現地で行ったとは考えにくい。厚岸や択捉島の出張陣屋建築に使用された木材が、設計図に即応して加工した材を船便で送ることのできる下北半島大畠から各地へ直接運ばれたことが『目付多川仲之丞日記』(参考資料4キ)に示されており、白老元陣屋についても同様であったと考えられる。なお、発掘調査の結果、二番から五番までの長屋跡出土の炭化材はミズナラ・ヤナギ・トドマツ、門跡出土材はクリであり、加工を必要としない黒木の材などは現地の樹木が用いられたようである。

白老元陣屋に配備された火砲は、『伊達氏蝦夷地警衛持場備箇調書』(参考資料4タ)によるとおり、わずか3門なのに対し、クナシリ出張陣屋に配された火砲は9門あり、陣屋規模と配備された火砲の数がそぐわない。このことは、出張陣屋がロシアの南下に備える最前線基地であるのに対し、白老元陣屋は仙台藩の警衛地全般の治安を預かる組織としての役割が大きかったことを示すものであり、地域住民との共生関係の構築もまた、重要な仕事であった。

『北海道史蹟名勝天然紀念物調査報告書』(参考資料4 その他の文献ア)で注目すべき点は、「北に茶師古津山」があると記されていることで、これは塩釜神社が鎮座する尾根続きにある白老山城チャシ跡を指す。また、松浦武四郎の『東蝦夷日誌』(参考資料4コ)を引いて、十景と三好監物の歌を掲載している点も注目に値する。塩釜神社には「今該神社の礎石を存」し、「後に建たる小社」があること、愛宕神社は「地を均して建てたる跡」になっていることが分かる。

さらに南西の畠地に4基の墓があり、「青葉会」が塩釜神社の祭礼と墓地参詣を行っていることも記されている。この4基の自然石の墓は、現在は後から建てられた墓石と対になり、対になつてない菊地清太郎の墓碑は大正期に「青葉会」が外曲輪から移設したもので、米山九八郎の墓碑は昭和54(1979)年に妻の墓碑とともに共同墓地から移設されている。

第7節 伝承調査とアイヌ語地名

1 伝承調査

寛永17(1640)年の駒ヶ岳山体崩壊を伴う大噴火は、白老から鶴川(現むかわ町)一帯に大津波を引き起こし、各地で津波被害と避難に伴う伝承があるが、塩釜神社の尾根にあるチャシ(白老チャシ跡)にも「大きな津波が来たときの避難場所」という伝承が残されている。

白老元陣屋構築当時に住んでいたアイヌ民族の子孫に当たる伝承者によると、シラヲイコタンのアイヌ民族は陣屋構築に際し、船から陸揚げした物資の運搬や土壘の構築に従事するため仙台藩から雇われ、賃金をもらって毎日仕事に行っていたという。白老元陣屋が完成した後も仙台から物資が届くたびに雇われたが、その折に、食料の中から幾ばくかのものを大きなハルニレの空洞に隠し置き、夜になってから取りに行ったという。その木は大手御門よりやや海岸側、現在の町道陣屋線の西側に在り、「イクカチキサニ=盜む・ハルニレ」という名前まで付けられていたという(松木覚『北に生きる武士団』)。藩士たちがコタンへ来てアイヌ民族に餅を配ることもあったと言い、コタンの人々との密接な関係が見えてくる。

絵図面等調査に紹介した鹿狩りの訓練時にもアイヌ民族が勢子として雇用され、獲得した鹿の肉はアイヌ民族へ渡されたという(財団法人アイヌ民族博物館『アイヌの足跡』)。これらの伝承からも、白老元陣屋とシラオイコタンの間には支配する側と支配される側という、蝦夷地一般の構図と異なる

共生の環境があったことが分かる。

なお、藩士が仙台へ戻る際、軍資金の小判が重くて持って行けず、白老元陣屋の井戸に沈めて逃げたという伝承もあるが、井戸の中に小判がないことは発掘調査で確認されている。

2 アイヌ語地名

白老元陣屋周辺のアイヌ語地名について触れておく。

(1) プンカウタウシ

白老元陣屋がある場所の地名で、伝承者も「陣屋はプンカウタウシに造られた」と伝えている。

プンカウ（＝ハシドイ）タ（＝切る）ウシ（＝多い）イ（＝所）という意味で、儀式などで使うハシドイを採取する場所だったため名付けられた。

(2) ウトカンベツ川

ウトカンベツは、地名の意味が判然としない。江戸時代後期には文献にウトカンベツの名称が記されており、元の名前もこの音に近いものと考えられる。明治時代に出版された『北海道蝦夷語地名解』に「相射川 戰争の時川を隔て互に矢を放ちたる川」と書かれて以来、この説が使われるようになったが、アイヌ語地名の付き方としては不自然で、本来の意味とは考えにくい。

ウトカンベツを互いに矢を射た川と訳したのは、アイヌ語の地名をウ（＝互いに）トゥカン（＝弓を射る）ペッ（＝川）と取っての説と思われる。

(3) フシコウトカンベツ

フシコ（＝古い）という意味で、本史跡の西側を流れるウトカンベツ川の以前の流れに付けられていた。陣屋の堀割に利用された。

(4) チャシコッ

チャシ（＝砦、見張り場、儀式の場）コッ（＝跡）で、チャシの跡という意味である。北海道の各地に同名の場所がある。

(5) マクンペッ

陣屋の西側に残る地名で、現在は水が流れていない。意味はマクン（＝山の裏側）ペッ（＝川）で、白老のコタンから見ると山の裏側に流れているため名付けられた。

3 伝承調査とアイヌ語地名のまとめ

シラライコタンの伝承からは、白老元陣屋の造営や日常的な警衛における関わり方の一端に触れることがある。地元のアイヌ民族は日々の荷揚げや土墨構築、軍事訓練も兼ねた鹿狩りなどに従事しており、仙台藩士からは労働に対する対価が支払われた。

これらの対価が労働に見合っていたかは不明だが、仙台藩士たちが警衛地の治安維持を完遂するための方法として、地域との融和や共生関係の構築を図っていた可能性も考えられる。また、「イクカチキサニ」や「軍資金の小判」などの逸話は、仙台藩士の足跡がアイヌ民族の伝承となって根付いていたという、極めて重要な事実を示している。

白老元陣屋の警衛と周辺に残るアイヌ語地名との関係は不明だが、少なくとも「プンカウタウシ」の地名は周辺がアイヌ民族の生活圏であったことを意味している。

第8節 発掘調査

1 過去に行われた発掘調査などの概況

指定当初に地表面で確認できる遺構は、土塁、堀割、内曲輪内の井戸2基、焰消庫跡周囲の土塁のみであった。昭和44(1969)年度から着手の第1次環境整備事業では、遺構整備を実施するため9年次にわたり試掘・発掘調査を実施した。

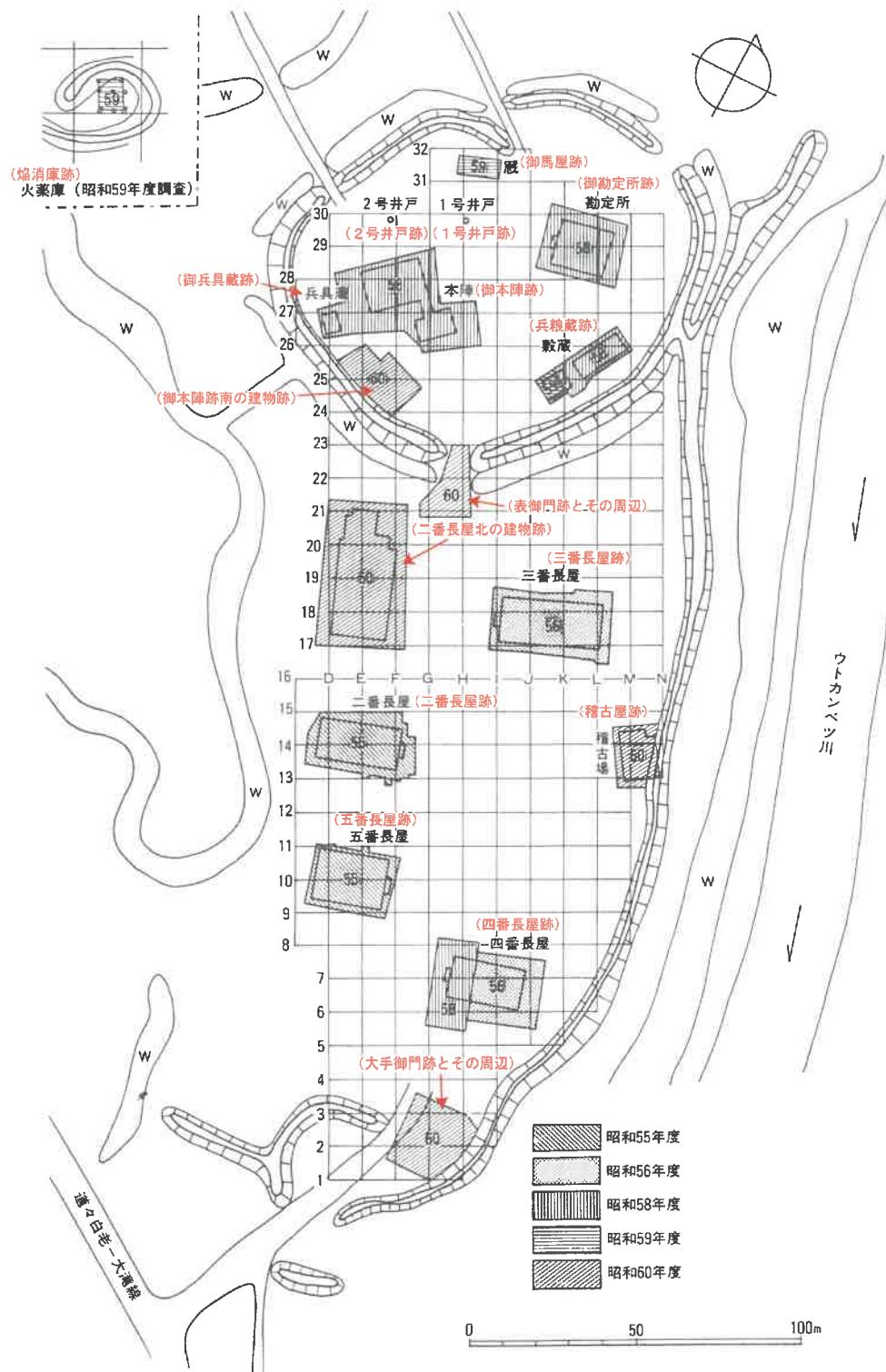


図21 遺構配置図

『史跡白老仙台藩陣屋跡IV』より引用、本計画で使用する遺構名称等を赤字で加筆

2 試掘調査の概要

昭和 46(1971)年度から同 49(1974)年度に実施された試掘調査の概要を『史跡白老仙台藩陣屋跡 I』より抽出する。各調査箇所と範囲は、図 22「試掘調査、発掘調査位置図」にまとめた。

(1) 昭和 46(1971)年 10 月 15 日 <調査者 佐藤一夫 (苫小牧青少年センター学芸員) >

調査目的 土壘周囲の堀割の確認

調査地 Loc. 1 ~ Loc. 7 の 7 カ所

調査結果 Loc. 1 外曲輪から内曲輪へ連なる土壘が、低いものであることを確認

Loc. 2 堀割の外縁部を確認 (土壘より 13m 付近)

Loc. 3 堀割を確認 (土壘より 10m 付近で地山が急角度に傾斜)

Loc. 4 堀割の切り込み具合不明

Loc. 5 堀割の有無は判然とせず。土壘より 7.45m 地点で下部の砂利層につきささった直径 10cm 程の杭を確認。柵列の一部の可能性あり。

Loc. X 堀割の築造不明

Loc. 7 陶磁器片、木炭、貝殻などが出土する攪乱層あり。

(2) 昭和 47(1972)年 8 月 15 日 ~ 20 日 <調査者 佐藤一夫 (苫小牧青少年センター学芸員) >

調査目的 堀割の規模の確認、古文献にもとづく構造物の確認。

調査地 第 1 地点～第 3 地点の 3 カ所

調査結果 第 1 地点 土壘側の掘り込みを確認。外側は判断とせず。

第 2 地点 柱穴などは確認できず。根回し石と思われる河原石出土。白老元陣屋で使用されたと思われる陶磁器出土。

第 3 地点 柱穴などは確認できず。根回し石と思われる河原石出土。

(3) 昭和 48(1973)年 11 月 26 日 ~ 28 日 <調査者 酒出秀修、高橋希一 (北海道文化財保護協会) >

調査目的 内曲輪土壘北側の濠の有無の確認。

調査地 内曲輪土壘北側の地域及び内曲輪内の 1 号井戸跡

調査結果 土壘に接近して濠を確認。濠は現在の地表面から 80~120cm の深さまで掘り込んでいる。2 本のトレーンチで土壘の土砂流出を防ぐためと思われる柵の杭穴を確認。杭は直径 8~10cm の小丸太の先を尖らしたものと思われる。

檜材を使用した桶形の 2 段の井戸枠を確認。

(4) 昭和 49(1974)年 11 月 20 日 ~ 26 日 <調査者 峰山巖、大島直行 (札幌医科大学) >

調査指導 高橋稀一 (北海道教育庁文化課主任文化財保護主事)

調査目的 内曲輪内の構造物の確認、2 号井戸の存在の有無確認。

調査結果 御本陣跡 玄関部分の柱穴を確認。

兵糧蔵跡 横 3 間の柱穴列を確認。ほかに河原石の集石あり。

御馬屋跡 柱状ピットを 13 個発見。建築プランは確認できず。

御勘定所跡 柱状ピットを 2 個発見。建築プランは確認できず。ごみ捨場と思われるピットより陶磁器、鉄器など出土。

2 号井戸跡 平面形は内のり約 114cm の正方形。構造は 4 隅に角材を立て、2 段の横木をわたして枠を組み、枠外に上半部は丸材、下半部は角材を積み重ねたもの。地表から約 1.5m、下方から約 3.5m の井戸枠が残存。



3 発掘調査の概要

昭和 55(1980)年度から同 60(1985)年度にかけて実施した発掘調査の概要を『史跡白老仙台藩陣屋跡 I～IV』から要約・記載する。各調査の成果は当時、No.11『白老元御陣屋之圖』及びNo.14『白老陣屋長屋・藏・廐圖』(以下、「間取図」とする。)と比較して分析している。

(1) 内曲輪における発掘調査の成果

表 13 内曲輪における発掘調査の成果一覧

遺構名	調査年度	調査成果
御本陣跡	昭和 58 年	(発掘調査面積 : 35m × 30m = 1,050 m ²) <ul style="list-style-type: none"> 「間取図」によれば、長さ 6 間半 (11.7m)・横 3 間半 (6.3m) の建物と長さ 10 間 (18.0m)・横 7 間半 (13.5m) の 2 つの建物からなっており、1 間 (1.8m) 幅の廊下でつながっている。 柱穴は絵図とほぼ一致したが、絵図にはない柱穴も多く検出した。 玄関の西側には、長さ 15m・幅 2.5m ほどの土星が御本陣跡の桁行と平行に構築されていた。浮石、焼土、黒褐色土がブロック状に複雑な形で含まれており、人為的に盛土された形跡を示していた。
兵糧藏跡	昭和 58 年	(発掘調査面積 : 16.5m × 6.5m = 107.25 m ²) <ul style="list-style-type: none"> 絵図の規模及び柱穴の配置状況と若干異なる部分があった。 調査では西側及び東側内部に 1 間間隔の柱穴が若干確認された。また、西側前部に 1 間半 (2.7m) の間隔をもつ柱穴もみられた。 前年度より東西に調査範囲を広げたところ、西側に 3 間 (5.4m) 東側に 4 間 (7.2m) の位置まで、東側にも長さ 10 間 (18.0m) 幅 3 間 (5.4m) の柱穴が確認された。兵糧藏のほかに 2 軒の建物があったと考えられる。 西側の建物は 1 間 × 1 間 (1.8m) 間隔で枠目状の柱穴が確認されたことから、かなり重量のある物が置かれていた可能性がある。
	昭和 59 年	(発掘調査面積 : 25m × 20m = 500 m ²) <ul style="list-style-type: none"> 規模は柱穴の配置から長さ (南北方向) 9 間 (16.2m)、梁行 7 間半 (13.5m) であり、南側に 4 尺 (1.2m) 幅の張り出しを有した。南側に半間 (0.9m) 幅の小舞い、北側に 1 間 (1.8m) 幅の土間、さらに西側に幅 2 間 (3.6m)、奥行 1 間 (1.8m) の玄関が認められた。 「間取図」と対比では、土間や小舞いの柱穴の位置が反対になった。逆に、図面を 180 度回転させた場合には玄関位置が反対側になるが、柱穴などの位置は一致した。
御勘定所跡	昭和 58 年	(発掘調査面積 : 15m × 10m = 150 m ²) <ul style="list-style-type: none"> 規模は柱穴の配置から長さ (南北方向) 4 間 (7.2m)・横 3 間 (5.4m) で「間取図」と一致したが、柱穴は他の遺構よりかなりの大きさを有していた。柱痕は 25cm 程度の幅で確認された。
御兵具蔵跡	昭和 56 年	(発掘調査面積 : 7m × 7m = 49 m ²) <ul style="list-style-type: none"> 規模は柱穴の配置から長さ (南北方向) 4 間 (7.2m)・横 3 間 (5.4m) で「間取図」と一致したが、柱穴は他の遺構よりかなりの大きさを有していた。柱痕は 25cm 程度の幅で確認された。
井戸跡	昭和 59 年	1 号井戸 (発掘調査面積 : 7m × 7m = 49 m ²) <ul style="list-style-type: none"> 現地表から約 1m 下で井戸枠の上端が確認され、さらに 3.4m の深さまで円形の 2 段に分かれた井戸枠が確認された。 上段の井戸枠は内径 1.7m で、厚さ 3cm、幅 15cm であり、残存部の上端から長さ 1.6m の 1 枚板が合計 22 枚円形に組み込まれていた。 下段の井戸枠は内径 0.8m、厚さ 3cm、幅 15cm であり、残存部の上端から長さ 1.8m の 1 枚板が合計 19 枚円形に組み込まれていた。下部へ進むにしたがい細く狭まり、崩れ落ちる恐れがあるため未計測である。 いずれも材質はクリで、角釘で接合されていた。 2 号井戸 (発掘調査面積 : 7m × 7m = 49 m ²) <ul style="list-style-type: none"> 平面が 1 辺 1.4m の正方形を成しており、地表から 1.5m 下で井戸枠の上端部を確認した。井戸枠の上端部から井戸底まで深さは 3.7m であった。 四隅に 15~20cm 角の角材を立て、井戸底から 30cm と 1.33m の高さに角材を支える径 10cm の丸太が 2 段にわたって巡らされていた。また、四隅の角材の外側には横木が正方形に積み重ねられていた。

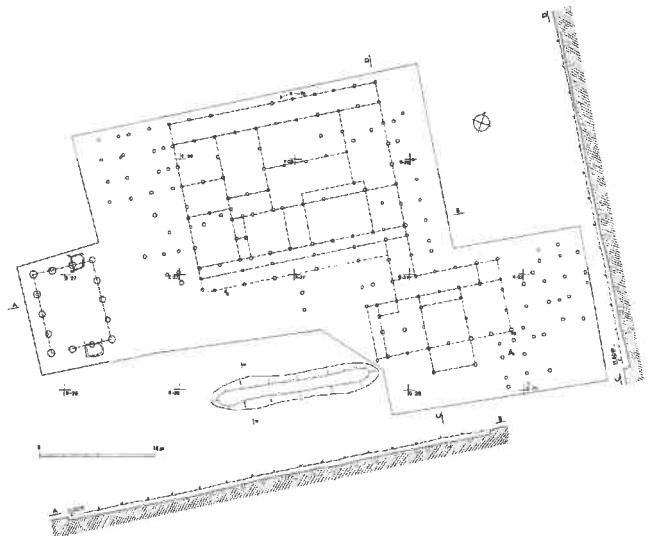


図 23 御本陣跡実測図 『史跡白老仙台藩陣屋跡Ⅱ』より引用

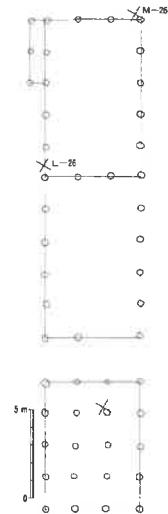


図 24 兵糧蔵跡実測図

図 23 及び図 24 は、『史跡白老仙台藩陣屋跡Ⅲ』より建物名を修正

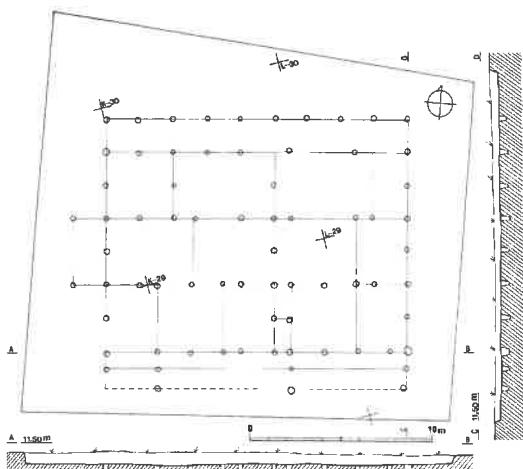


図 25 御勘定所跡実測図

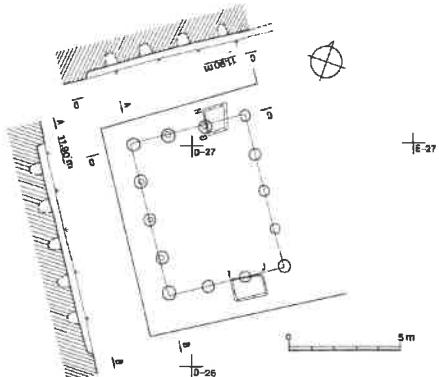


図 26 御兵具蔵跡実測図

図 25 及び図 26 は、『史跡白老仙台藩陣屋跡Ⅱ』より建物名を修正

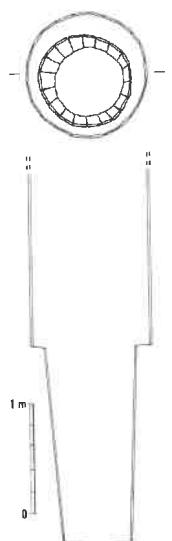


図 27 1号井戸略図



図 28 2号井戸略図

図 27 及び図 28 は、『史跡白老仙台藩陣屋跡Ⅲ』より建物名を修正

表 14 内曲輪における発掘調査の成果一覧

遺構名	調査年度	調査成果
御馬屋跡	昭和 59 年	(発掘調査面積 : $15m \times 13m = 195 m^2$) ・発掘調査では柱穴 4 基の検出に留まった。 ・昭和 49(1974)年の試掘調査では 5 本のトレーニングから柱穴を検出した。しかし、同調査の配列状況を把握できるプランを明確に確認することはできなかった。
御本陣南の建物跡	昭和 60 年	(発掘調査面積 : $26m \times 12m = 312 m^2$) ・絵図により描写の有無が分かれる。柱穴と思われるプランは多く確認されたが、土壙際の柱穴が直線的に合うものの、その他のものは対応・並行関係が不明確である。
表御門跡とその周辺	昭和 60 年	(発掘調査面積 : $4m \times 15m = 60 m^2$) ・門の柱穴を 2 基検出し、その間隔は約 2 間 (3.6m) である。 ・堀割上の架橋を実証する柱穴が堀割の南側から検出し、橋桁の幅は 1 間 5 尺 (3.3m) と考えられる。 ・堀割北側の柱穴の対応関係は不明確である。
内曲輪北側の土壙	昭和 60 年	・内曲輪北側の土壙の切れている部分をカッティングし、造営時における土壙の高さを調査した (図 41「地質調査断面図」参照)。 1 褐色粘質土と灰褐色砂礫。褐色粘質土と灰褐色砂質土の不規則な互層 2 黒色粘質土 (灰褐色火山灰、砂礫を含む) 3 褐色粘質土 4 茶褐色火山灰 (褐色粘質土を含む) 5 黒色粘質土 6 褐色粘質土 (砂を多量に含む) 7 黄褐色火山灰 ・1 層は土壙修復 (昭和 45~47・52・56 年) の際に新たに積み上げられたものと思われる。2・3 層はウトカンベツ川の度重なる氾濫により堆積した土で内曲輪内に厚く広がっている。4 層は指先大の茶褐色火山灰に褐色粘質土が混ざった層で、これが陣屋造営時に積み上げられた土壙と思われる。 ・復元前の土壙は幅 3m、高さ 80cm 程度と判明した。

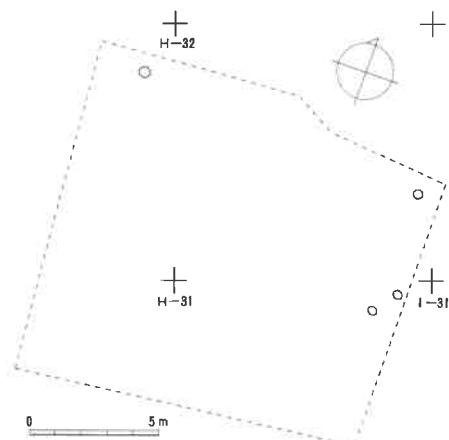


図 29 御馬屋跡発掘平面図

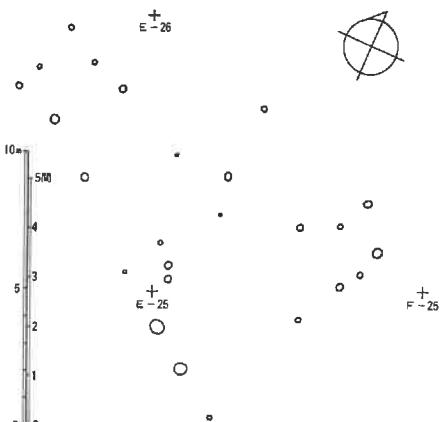


図 30 御本陣南の建物跡の平面図

図 29 及び図 30 は『史跡白老仙台藩陣屋跡IV』より引用

(2) 外曲輪における発掘調査の成果

表 15 外曲輪における発掘調査の成果一覧

遺構名	調査年度	調査成果
二番長屋跡	昭和 55 年	(発掘調査面積 : $20m \times 33m = 660 m^2$) <ul style="list-style-type: none"> 柱穴跡はほぼ「間取図」の二番長屋跡と一致した。 母屋は幅 6 間 (10.8m)、北側に幅 1 間 (1.8m) の引通し土間、南側から裏手東側へ幅 3 尺 (90cm) の小舞いが配されていた。 小舞い部分は柱穴跡が錯綜しているが、これは 3 度にわたり桁行方向の修正が行われた結果と判断された。
三番長屋跡	昭和 56 年	(発掘調査面積 : $20m \times 35m = 700 m^2$) <ul style="list-style-type: none"> 柱穴跡からみる規模や間取りは「間取図」と一致している。 ほぼ全域に 10~20 cm 大の河原石が確認されたが、浮石層の上面より浮いており、間に氾濫土を挟んでいたことから、建屋解体後に集石されたものと考えられる。 南側に幅 3 尺 (90cm) の小舞いが確認された。また、排水用と思われる溝も検出された。
四番長屋跡	昭和 56 年	(発掘調査面積 : $18m \times 20m = 360 m^2$) <ul style="list-style-type: none"> 柱穴の配置から梁行は 7 間半 (13.5m)、桁行が 12 間 (21.6m) と判明した。配置や間取りは「間取図」と一致した。 小舞いや土間は、二番長屋跡や五番長屋跡とは対称的な間取であることが分かった。
五番長屋跡	昭和 55 年	(発掘調査面積 : $17m \times 24m = 408 m^2$) <ul style="list-style-type: none"> 「間取図」には無い幅 5 尺 (150cm) の張り出し部分に該当する柱穴を検出した。 北側に幅 1 間 (1.8m) の土間、南側には 3 尺 (90cm) の小舞いと 5 尺 (1.5m) の張り出し部分が確認された。小舞いの柱穴に対応した柱穴列であるため、小舞いを拡張した痕跡と思われる。

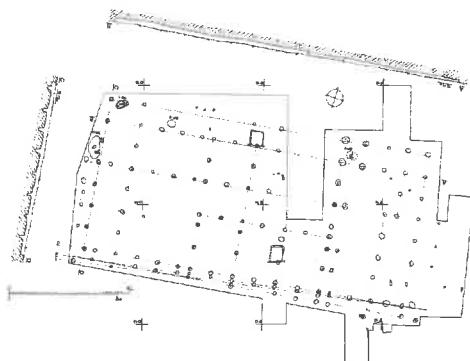


図 31 二番長屋跡実測図



図 32 三番長屋跡実測図

図 31 及び図 32 は『史跡白老仙台藩陣屋跡 I』より建物名を修正

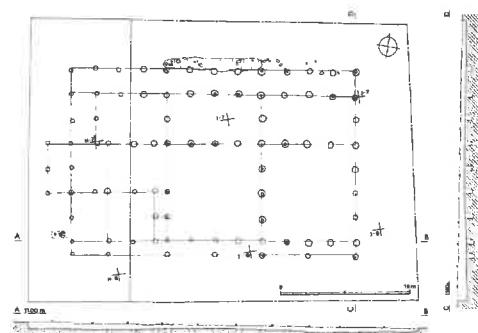


図 33 四番長屋跡実測図

図 33 は『史跡白老仙台藩陣屋跡 II』より引用

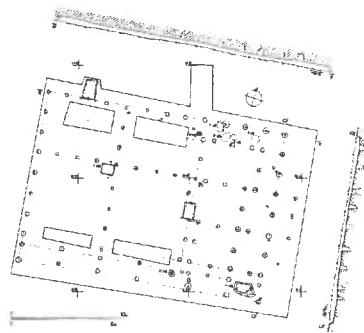


図 34 五番長屋跡実測図

図 34 は『史跡白老仙台藩陣屋跡 I』より引用

表 16 外曲輪における他の発掘調査の成果一覧

遺構名	調査年度	調査成果
二番長屋北の建物跡	昭和 60 年	(発掘調査面積 : $15m \times 30m = 450 m^2$) <ul style="list-style-type: none"> ・絵図により描写の有無が分かれる建物であるが、長さ 21 間半 (38.7m)・幅 9 間 (16.2m) の範囲で 186 基の柱穴が確認された。 ・大部分の柱穴は桁行、梁行に対応するが、北側と東側の南寄り及び西側の南寄りの部分で柱穴列に合わないものが若干みられる。
稽古屋跡	昭和 60 年	(発掘調査面積 : $10m \times 15m = 150 m^2$) <ul style="list-style-type: none"> ・規模は柱穴の配置から長さ 8 間 (14.4m)・横 6 間 (10.8m) である。桁行 (長軸方向) は南北で、1 間 × 1 間半の玄関らしき柱穴も確認された。 ・建物の東側に 1 間間隔の柱穴が 1 列に 4 基配置されていた。土壙間際であることから、本来の土壙は現状より東側であったと思われる。 ・建物中央部に東西にまたぐように径 20cm 大の川原石が散在し、屋根に置かれた石であった可能性が考えられる。
大手御門跡とその周辺	昭和 60 年	(発掘調査面積 : $4m \times 15m = 60 m^2$) <ul style="list-style-type: none"> ・南西部に 1 間 4 尺 (3.0m) の間隔で 2 つの門柱の柱穴を検出した。入口部からみて左側の柱痕には腐食した木片が一部残されていた。 ・周辺には柱穴と思われるものが多数確認されたが、詳細は不明である。

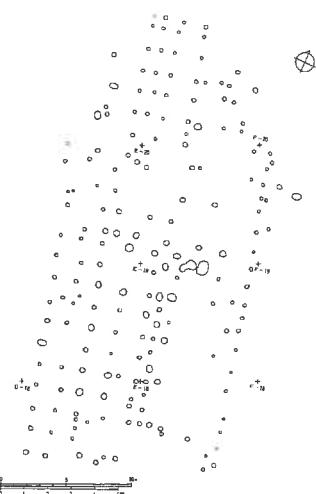


図 35 二番長屋北の建物跡の発掘平面図

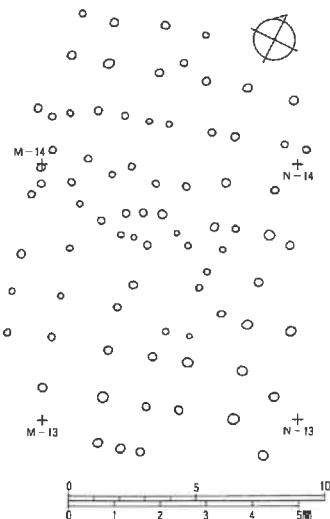


図 36 稽古屋跡の発掘平面図

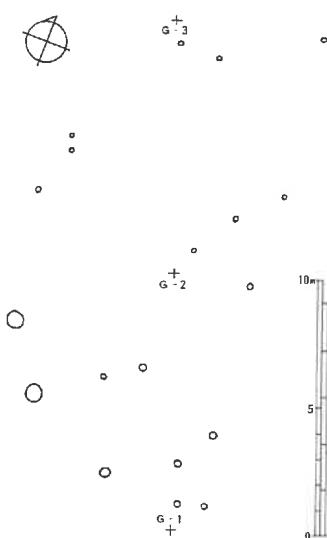


図 37 大手御門跡とその周辺の発掘平面図

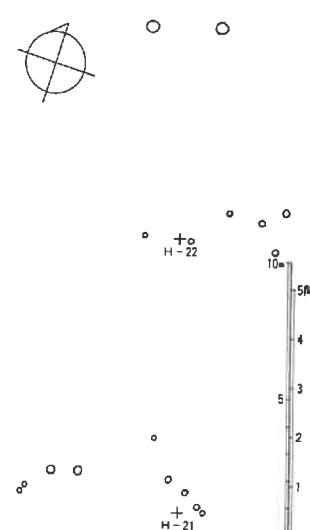


図 38 表御門跡とその周辺の発掘平面図

図 35 から図 38 までは『史跡白老仙台藩陣屋跡IV』より引用

(3) 曲輪の外に存在する構造物に関する発掘調査の成果

表 17 曲輪の外に存在する構造物に関する発掘調査の成果一覧

遺構名	調査年度	調査成果
焰消庫跡	昭和 59 年	<p>(発掘調査面積: 6 m × 6 m = 36 m²)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内曲輪から約 300m 北西方向に所在し、高さ約 2m、延長約 20m の橢円形状の土塁が巡らされた中に構築されている。 調査の結果、「間取図」とも一致し、長さ 2 間(3.6m)・幅 2 間半(4.5m)の規模で柱穴を確認した。 南側の柱穴が錯誤して検出されたが、建物の構築の際に柱の位置を変えた跡であろうと思われる。土塁の口からの死角となるよう、土塁内側のふくらみ部分に構築されている。

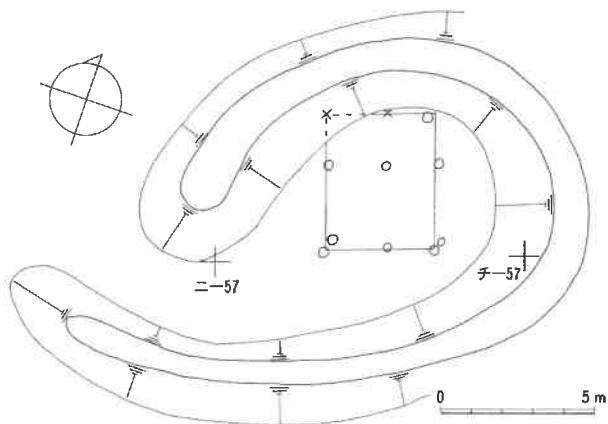


図 39 焰消庫跡平面図

『史跡白老仙台藩陣屋跡III』より建物名を修正

(4) 発掘出土品

出土遺物は、表 18 「発掘調査によって発見された遺物一覧」のとおり、磁器が最も多く、ほかに陶器や土製品がある。種類では壺甌や土瓶、徳利、磁器の椀が多く出土している。出土地点は三番長屋跡が群を抜いて多くなっている。

表 18 発掘調査によって発見された遺物一覧 (単位: 個)

『新白老町史』下巻「陶磁器片出土点数」より転載

種類 / 出土場所	二番長屋跡	三番長屋跡	同溝	四番長屋跡	五番長屋跡	計	
磁器	飯茶碗	4	42	11	2	1	60
	湯 飲	9	62	18	21	4	114
	猪 口	4	22	8	6	1	41
	飯茶碗蓋		17	7	1		25
	大 皿	2	5			1	8
	中 皿	1	7	7	2		17
	小 皿	3	12	2	5	2	24
	受 皿		15		2	1	18
	鉢		7	1	1		10
	徳 利	8	38	1	18	7	72
	その 他	3	27	3	6	1	40

種類／出土場所		二番長屋跡	三番長屋跡	同溝	四番長屋跡	五番長屋跡	計	
炻器	行平	体底部	2	8		13	4	27
		蓋	2	3		1		6
	土瓶	体底部	1	93		11		105
		蓋		12		1		13
	急須	体底部		25	4	4		33
		蓋	1	1				2
	徳利		1					1
	その他		1					1
陶器	壺　甕	15	207		24	4	250	
	擂　鉢	8	1		2		11	
	徳利	19	66		9		94	
	その他	1	2			4	7	
土器	焜炉ほか	10	14				24	
計		95	686	62	129	31	1,003	

4 発掘調査のまとめ

第1次環境整備事業に伴う発掘調査は、おおむね良好な保存状態にあった曲輪内部を集中的に行つた。内曲輪では御本陣跡、御勘定所跡、兵糧蔵跡、御兵具蔵跡や御馬屋跡、井戸跡、外曲輪では二番から五番までの長屋跡、稽古屋跡、塩釜神社西側山麓の焰消庫跡の平面構成を明らかにした。その過程で1,000点以上の磁器、炻器、陶器などが出土し、これらの資料は元陣屋資料館において保管・展示している。出土品の傾向としては磁器が大半を占め、調理道具である包丁や建物の補修に必要である大工道具などは僅かだった。なお、陶磁器類の産地の特定を進める作業については未着手である。

生活痕の検出は少なく、ゴミ溜め跡や便所跡なども確認されていないことから、曲輪の外縁にも調査範囲を広げることが重要である。これらの解明は、藩士の当時の食生活も含めた生活実態の検証にもつながる。また、「絵図面等調査のまとめ」でも触れたように、白老元陣屋と白老会所の関係性の解明にも発展をもたらすことになる。

一方、曲輪周辺及び土壘上に巡らされていたと思われる柵列や、東側土壘外側の橋梁などについては発掘調査が及んでいない。また外曲輪東側にあったと考えられている東御門や舟形土壘についても所在や存否を確認する必要がある。御本陣南の建物跡や二番長屋北の建物跡は柱穴の検出には至ったものの、用途などの実態が不明のままである。絵図面の描写や「間取図」に記載がないこれらの建物跡は、建造年が比較的後年だったと考えられる。二番長屋北の建物跡は規模が大きく出土品も多いことから、建造の背景や用途は藩士の警衛とも浅からぬ関わりが想定される。

第9節 地質調査

1 地質調査の経緯と概要

地質調査については、第1次環境整備事業の復元工事に先立ち、土壠鑑定調査が行われた。

実施日 昭和45(1970)年10月1日

調査員 酒匂純俊(北海道地下資源調査所企画課長)

目的 白老仙台藩陣屋跡復元に必要な土壠の断面構造及び規模の解明のため

調査状況 6地点において土壠を切って行う

報告書名 『史跡白老仙台藩陣屋跡土壠鑑定調査書』

表 19 地質調査の箇所と調査結果一覧

調査箇所	調査結果
No. 1 地点	<ul style="list-style-type: none"> 地表面下 80cm ほどの掘削を行ったが、下部に厚さ 40cm 以上の浮石質火山灰層があり、その上に 10cm 程度の腐植土が乗っている。両者は、土壌に関係なく層状に連続しており、土壌構築時の地表下にあったと考えられる。その上部には浮石と土壌との混合したものが層状を示さずに乗っていることから、腐植土の上面が土壌構築時の地表面であったと推定される。 腐植土上面から土壌の頂部までは約 160cm であり、記録上土壌の高さは 182cm のため、現地表面は造営当時より 40cm ほど埋積されている。
No. 2 地点	<ul style="list-style-type: none"> No. 1 地点と同じような状況だが、構築当時の地表面と見られる腐植土上面と土壌頂部との間は約 170cm で、土壌南側の現地表面との間は 60cm である。 現地表面直下には厚さ 15cm 程度の、比較的最近の氾濫によると見られる堆積物が確認された。
No. 3 地点	<ul style="list-style-type: none"> 最下部の浮石質火山灰層は他の箇所と同様だが、その上の腐植土はあまり明瞭でなく、代わりに砂質土壌が乗っている。 湧水が認められたため、上部の砂質土壌が他の箇所の腐植土に相当する。 砂質土壌上面から土壌上部までは約 250cm あり、表御門の規模に揃えるためより高く構築されたものと考えられる。 土壌の全面及び堀の端らしき箇所から杭を検出した。両者は 10m の間隔を有しているが、堀の深さは未確認である。
No. 4 地点	<ul style="list-style-type: none"> ウトカンベツ川の氾濫防止のため白老町が盛土しており、土壌の西側斜面に 50cm ほど被さっているが、土壌頂部にはほとんど乗っていない。 土壌の下部には浮石質火山灰層があり、その上に腐植土が乗っている。この原地表面から土壌頂部までは約 250cm である。
No. 5 地点	<ul style="list-style-type: none"> 約 10cm の腐植土が乗っており、構築当時の地表面と見られる。この腐植土上面から土壌頂部までは約 230cm であり、土壌南側の現在の地表面との間は約 20cm である。
No. 6 地点	<ul style="list-style-type: none"> 現在の地表部から 30~50cm まで浮石質火山灰があり、その下は砂礫層となっている。この砂礫層は部分によってかなり粒度が違うが、不明瞭ながらも層状を呈しており、堆積の際に水の影響を受けている。したがって、砂礫層は人工的なものでなく、河川または、海水の影響により自然堆積した可能性が高い。

調査地点位置図

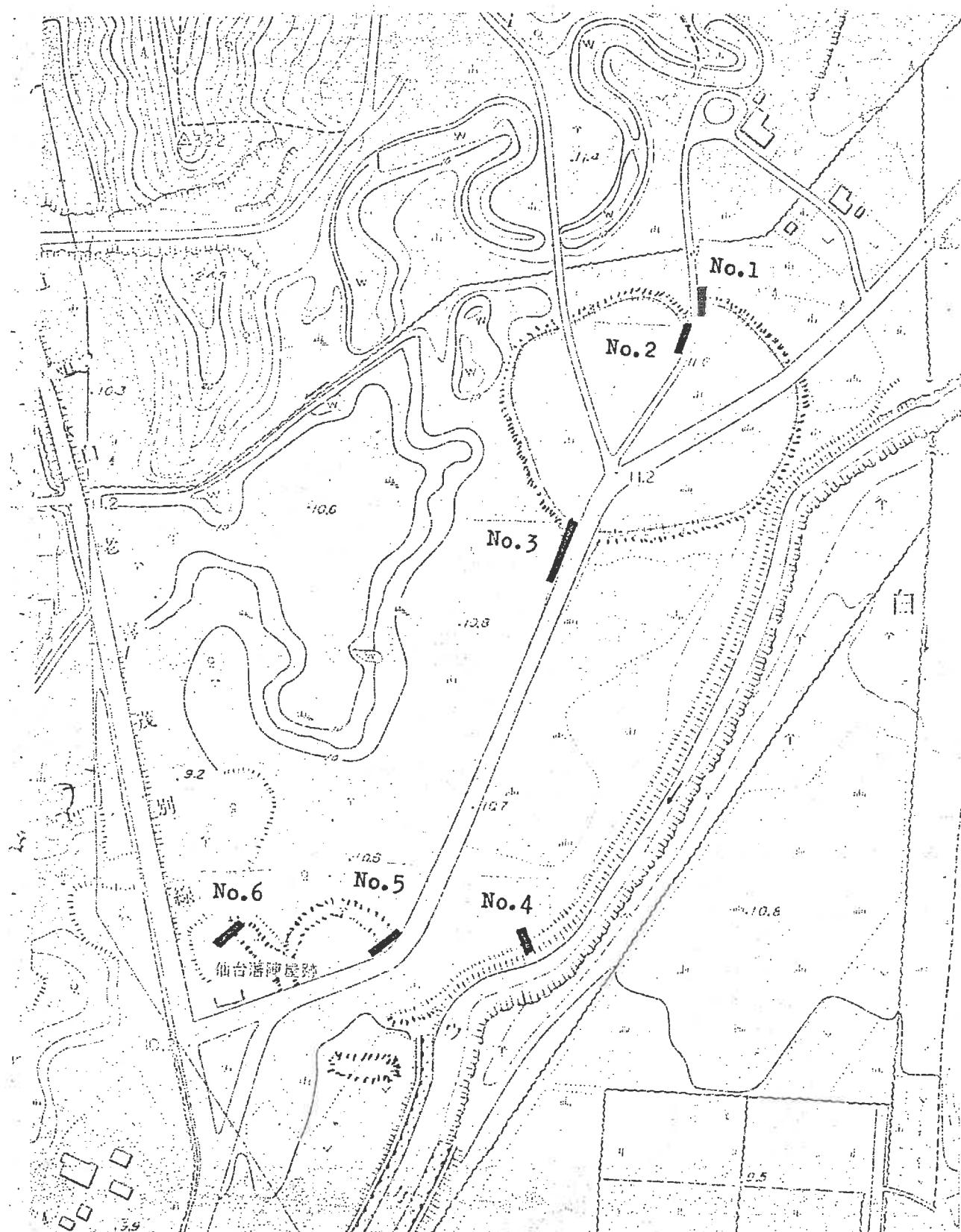


図 40 地質調査位置図

『史跡白老仙台藩陣屋跡環境整備事業報告書』より引用

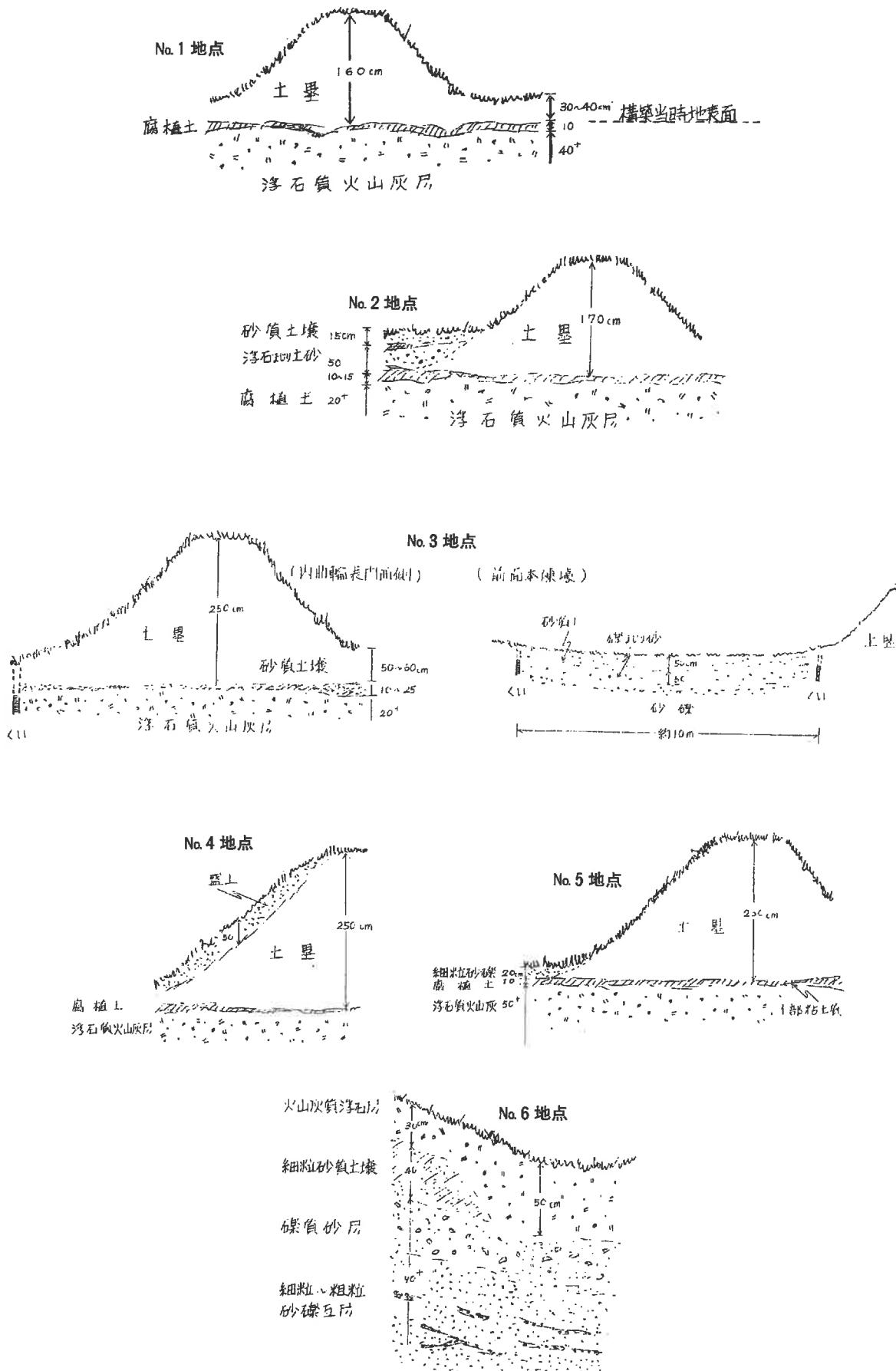


図 41 地質調査断面図
『史跡白老仙台藩陣屋跡環境整備事業報告書』より引用

2 地質調査のまとめ

昭和 45(1970)年に実施した地質調査は、主に曲輪内部を中心とし、一部土壘を切る形で行われた。土壘の形状は構築時から極端に壊されてはおらず、土壘の高さは内曲輪で 1.30m～2.40m、外曲輪で 1.30m～2.00m とする調査成果を得た。

土層の傾向としては、浮石質火山灰層の上部にのる腐葉土が埋積表土と位置付けられる。堀割として活用された No. 3 地点付近の湿地帯と No. 4 地点及び第 No. 6 地点以外には腐葉土が確認されているため、曲輪内の埋積表土を確かめる基礎情報と捉えられる。一方、No. 2 地点で No. 1 地点にない氾濫の痕跡があつたことを踏まえると、調査ポイントを増やし氾濫の分布を整理する必要がある。さらに、No. 1 地点の調査で判明したように土壘の崩落の程度や分布を確かめ、正確な高さで復元するためのデータも必要である。

No. 3 地点の堀割からは木杭が出土し、その間隔も測られた。湧水があつたとされることから、堀割の水深とフシコウトカンベツの水深を比較する調査を検討したい。これは、同河川から水を引き入れていたとする従来の通説の検証にもなる。

このほか本調査により補完すべき点としては、フシコウトカンベツ周辺の土壘の存否確認と、東側土壘の経過確認が挙げられる。本計画書により典拠資料と定められた No. 15『仙台藩白老陣屋之図』の絵図面では、外曲輪西側にも規模の不明な土壘が描写されている。近代以降に同地点の土壘に言及した記録は見つかっていないことから、痕跡を検出した場合は第 1 次環境整備事業時までに失われた理由を追跡しなければならない。東側土壘の経過については、No. 4 地点で近代以降に行われた盛土の範囲を確かめ、本来の土壘の形状を明らかにする必要がある。関連して東御門跡の存否確認は、土壘が本来より西側へ拡張されている可能性を考慮した調査計画を作成する必要がある。

第 10 節 植生調査

1 植生調査の現況

本史跡が指定されて以降、指定地全域を対象とした本格的な植生調査は行われていない。昭和 46(1971)年にまとめられた観察記録である『白老町の仙台陣屋址の植物目録』が本史跡における唯一のデータであるが、整備に向けた基礎データとするには、後述のように幾つかの問題点が挙げられる。

また、昭和 44(1969)年度に着手した第 1 次環境整備事業などの結果、伐採や植栽などにより、計画対象範囲の植生は変化している。舌状台地は整備事業や開発行為を行った経緯がなく、おおむね自然の植生が維持されていると考えられるが、分布や群落などの把握には至っていない。

なお、白老元陣屋の時代から遺存する植生は、仙台藩士が持ち込んだアカマツ 1 本のみである。

2 史跡指定時の植生観察

昭和 46(1971)年の植生観察は、おおむね堀割と土壘の内側に限定して行われている。この範囲は同 41(1961)年の指定範囲とほぼ一致しており、塩釜神社跡のある西側舌状台地にも一部及んだ。これらは昭和 55(1980)年に実施の「第 2 回自然環境保全基礎調査報告書」が示す「ススキ草原」、「エゾイタヤーシナノキ群落」に該当する範囲の記録である。当時は指定地外であったウトカンベツ川流域を区分した「ハンノキーヤチダモ群落」は観察範囲から外れている。

観察の結果、樹木類が 32 科 77 種、草本類では 47 科 263 種のほか 6 科 19 種シダ類が確認され、後述の「本史跡周辺の植生調査」の対象地と比べても、当時の本史跡が自然豊かな環境下で残されていたことを示している。このうち 4 科 3 種が環境省レッドリストに、4 科 4 種が北海道レッドリストに含まれている。このほか、北海道ブルーリストの植生が 8 科 22 種記録されている（参考資料 5）。

しかし、同観察記録は各植生の本数に言及しておらず、対象とした範囲も現在の計画対象範囲と合致しない。そのため、藩士の墓地周辺や舌状台地の大半、内曲輪より北側の雑木林やウトカンベツ川の流域は未調査である。特に計画対象範囲の広範を占める植生帶である舌状台地の植生帶を区分する

「エゾイタヤーシナノキ群落」や、ウトカンベツ川流域などを区分する「ハンノキーヤチダモ群落」といった、本史跡の地形的な性質に大きく関連する範囲の基礎データが不足している。

3 本史跡周辺の植生調査

ここでは本史跡周辺において実施された植生調査のデータを参考に、大まかな傾向について述べる。参考の調査事例は『第2回自然環境保全基礎調査報告書』の区分に基づき、湿性の植生である「ハンノキーヤチダモ群落」と舌状台地の植生である「エゾイタヤーシナノキ群落」とする。計画対象範囲には「ススキ草原」や「畑地」も分布するが、ここではいずれも「エゾイタヤーシナノキ群落」が開墾などにより変容したものと仮定する。

(1) 萩の里自然公園

萩の里自然公園では、平成7(1995)年と同9(1997)年に自然環境調査を実施し、104科400種の植生が確認されている。現地は沿岸方向へ突き出た舌状台地を整備しており、標高も最高地点が84mであることから、本史跡の舌状台地と類似した立地環境にある。

後述のように、同地の東側ではウヨロ川が氾濫原を形成し、『第2回自然環境保全基礎調査報告書』では、本史跡の舌状台地と同様「エゾイタヤーシナノキ群落」に区分されている。また、部分的ではあるが湿性地ではヤチダモやケヤマハンノキの優占が確認されている。

(2) ウヨロ川流域

ウヨロ川は白老町萩野地区を流れる二級河川であり、流域周辺では雑木林やカラマツ林、牧場や丘陵地などの自然豊かな里山的景観を有している。平成14(2002)年から「ウヨロ環境トラスト」が中心となり、フットパスの整備やカラマツ林の保全活動が行われている。平成18(2006)年度に行われたウヨロ川中下流域の里山自然環境調査では92科342種の植生が確認された。また、『第2回自然環境保全基礎調査報告書』では「ハンノキーヤチダモ群落」に区分され、所々に開墾などによる「畑地」が確認されている。

(3) ポロト湖周辺

『第2回自然環境保全基礎調査報告書』では、ポロト湖及びウツナイ川周辺は「常緑針葉樹植林」に区分されている。また、湖から流出した先は「市街地」となっているため、本史跡の植生帯とは合致しない。しかし、平成14(2002)年に実施の『ポロト湖畔低湿地帯の植物調査報告書』では、ハンノキ、ヤナギ、ヨシの3種が優占種と分析され、44科135種の植生が確認された。

同地は湖畔の市街地化や観光地化が繰り返されているが、湖畔の南側ではハンノキやヤチダモの群落が確認され、湖畔北側ではススキを始めとした湿性の植生が確認されている。

また、環境庁による昭和63(1988)年の『第3回自然環境保全基礎調査植生調査報告書(北海道)』では、「ハンノキーヤチダモ群集」から「ヤチダモーハシドイ群落」を経て「ハルニレ群落」へ至る、優占種の分布傾向が示されている。

表20 本史跡周辺の植生調査一覧

発行年	報告書名	発行者
昭和63(1988)年	第3回自然環境保全基礎調査植生調査報告書(北海道)	環境庁
平成7(1995)年	白老町シンボル公園自然環境調査報告書	白老町
平成9(1997)年	白老町萩の里自然公園(シンボル公園)自然環境調査報告書	白老町
平成14(2002)年	ポロト湖畔低湿地帯の植物調査報告書	白老町
平成18(2006)年	ウヨロ川中下流域の里山自然環境調査報告書	NPO法人ウヨロ環境トラスト

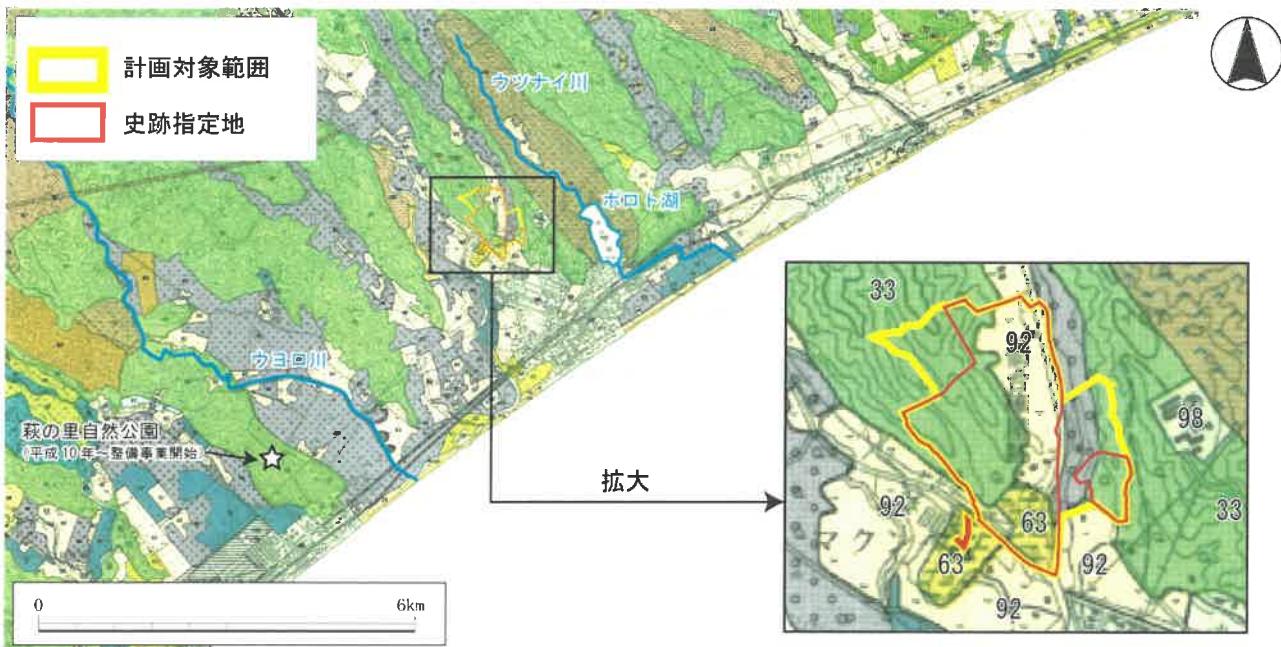


図42 参考とした植生調査の該当地図

1/50,000 現存植生図「白老」を基に作成

4 植生データの比較

本史跡近隣の植生調査により記録された植生を、昭和46(1971)年の植生観察でまとめられたデータと比較し、計画対象範囲の植生の傾向を探る。データはいずれも自然豊かな地域のものであることから、対象は「第2回自然環境保全基礎調査（植生調査）」に示された種を含む科に留める。このほか、各データに含まれた希少種や外来種の傾向についても触れる。

(1) ハンノキ

ハンノキを含むカバノキ科は、萩の里やウヨロ川流域に豊富である。ケヤマハンノキやシラカバが各データに共通するが、『白老町の仙台陣屋址の植物目録』のみハンノキやミヤマハンノキが記録されていない。地形的な類似性に対して本史跡にカバノキ科が少ないので、当時の観察範囲からウトカンベツ川流域や舌状台地の大部分が外れていたことに起因する可能性がある。

(2) ヤチダモ

ヤチダモを含むモクセイ科は、萩の里自然公園に豊富である。ヤチダモは全地域で共通するが、ポロト湖畔では他のモクセイ科は確認されていない。萩の里では平成7(1995)年から同9(1997)年の間で2種が減少しているが、本史跡の植生観察とは共通している。また、ハシドイが確認されていないことを除き、ウヨロ川流域とも植生が共通している。

(3) エゾイタヤ

イタヤカエデを含むカエデ科は、本史跡の植生観察、萩の里自然公園、ウヨロ川流域でほぼ共通している。ヤマモミジのみ全データで共通しており、イタヤカエデとアカイタヤがポロト湖畔以外のデータで共通している。

(4) シナノキ

シナノキ科については、本史跡と萩の里自然公園において共通している。

(5) 環境省レッドリスト

本史跡の植生観察では、シソ科のヤマジソとエゾナミキソウ、キキョウ科のバアソブ、ミクリ科のミクリが該当する。シソ科とミクリ科については、本史跡でのみ確認されている。各植生調査の中では本史跡の植生が3科4種と最も多く、環境省レッドリストに該当している。

(6) 北海道レッドリスト

本史跡の植生観察では、ユキノシタ科のヤマネコノメソウ、ガマ科のヒメガマ及びカヤツリグサ科のヤマテキリスゲが該当する。また、同リストにはミクリ科のミクリも含まれている。環境省レッドリスト同様、各調査の中では4科4種と、本史跡が最も多く該当する植生を有している。

(7) 北海道ブルーリスト

外来種については、9科23種が確認されている。

タデ科のヒメスイバ、マメ科のムラサキツメクサとシロツメクサ、アカバナ科のマメツヨイグサ、キク科のヒメジョオンやセイヨウタンポポ、イネ科のオオアワガエリやカモガヤが、各植生調査と共に通する。

一方、本史跡にのみ記録された外来種は、タデ科のアレチギシギシ、セリ科のイワミツバ、キク科のアラゲハンゴンソウやノボロギク、イネ科のオオウシノケグサやコイチゴツナギである。また、本史跡のみ確認されていない外来種は、ナデシコ科のオランダミミナグサ、キク科のネバリノギクやユウゼンギク、ヘラバヒメジョオンやオオアワダチソウ、イネ科のハルガヤである。

5 植生調査のまとめ

『第2回自然環境保全基礎調査報告書』に基づき、本史跡の植生帶に類似すると思われる近隣の植生調査を比較してみた。昭和46(1971)年の植生観察は、観察範囲こそ現在の指定範囲と異なるものの、本史跡が豊かな自然環境に立地していることを明らかにしていた。

今後は未調査の範囲や各植生の分布傾向だけでなく、当時観察された希少種や外来種の変容も基礎データとして整理する必要がある。また、希少種などは本史跡本来の植生と考えられるが、白老町でも特に自然が豊かなことで知られる萩の里自然公園やウヨロ川流域以上の種類が観察されていることは注目に値する。

一方、外来種は本史跡のみの植生が観察されており、計画対象範囲内の繁茂や他地域への拡大を防ぐため、専門家の知見を得ながら対応策を練る必要がある。

以上のような課題を踏まえ、本史跡の本質的価値に関する植生をはじめとする諸要素毎の植生については、調査データの蓄積や健全性の評価に加え、史跡とその周辺の地形、地質、他の周辺の植生調査の結果も参照した上で、本計画にふさわしい植生の在り方を定め、史跡の価値を損なわないような維持管理を行うことが望ましい。